

ノート

インドネシアの農村組織と農村社会構造

——西部ジャワ州の天水田の農村調査から——

大 鎌 邦 雄

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| 1. はじめに | (3) 婦人会 |
| (1) 本稿の課題 | (4) その他の官製団体 |
| (2) 調査の方法 | 4. 民間団体の組織とその社会的基盤 |
| 2. 調査村の農業と農村組織の概要 | (1) 無尽講 |
| (1) 調査村の環境と概況 | (2) 相互扶助活動 |
| (2) 調査村の農業 | 5. 農民の組織活動の特徴とその社会的基盤 |
| (3) 農村組織の概要 | ——むすびにかえて—— |
| 3. 官製団体の組織と事業 | (1) 農村組織の特徴 |
| (1) 行政村 | (2) 農村組織と農村社会構造 |
| (2) 農業技術普及組織 | |

1. は じ め に

(1) 本稿の課題

本稿は、1989年5月から2カ月間インドネシアで実施した農村調査⁽¹⁾の結果を報告することに主たる目的がある。調査のテーマは「農村における組織と集団活動」であり、主として農家を構成員とする団体の組織、事業およびその運営を対象とした。従って、調査対象地域にどのような農村組織があり、それが農民をどのように組織し、いかなる事業を展開し、運営はどうなっているかということを、調査によって得られた知見を中心に報告することに、本稿の第1の課題がある。インドネシア農業の発展過程については、日本においてもかなりその紹介がなされ、研究も深化しているが、それに比してこうした農民の組織活動については、その紹介も研究も、相対的に立ち遅れているように思えるからである。本稿はささやかながら、その間隙をわずかでも埋めようとすることを意図するものである。第2に、まったくの試論ではあるが、これらの農村団体の活動を通して、その基底にある農村の社会構造を把握し、日本のそれを念頭におきながら⁽²⁾、調査対象地域の農村組織の特徴と農村社会構造との関係の解明を試みることを課題とする⁽³⁾。それによって各農村団体の組織と活動が持つ特有の性格の根拠を明らかにしたいためである。

(2) 調査の方法

調査は、後に詳しく述べるようにインドネシア西部ジャワ州マジャレンカ県の天水田地帯の一農村で行なわれた。調査は、三段階にわたって行なわれた。まず1989年1～3月にわたる予備調査。ここでは広く県や郡の農業に関する情報が収集された。次に同年4・5月に調査村の町内会である三つのRTの全世帯、94戸の農家調査 (base-line survey) を行なった。94戸という数は調査村の世帯数のおよそ4分の1に相当する。調査項目は、労働力・土地所有と経営・小作条件・農業生産・農産物販売・資産保有状況・団体加入状況等である。農家調査のうち、土地所有と利用を中心にしたその概要を、付表として巻末に付した。こうした情報を基礎にして、筆者も参加して本調査が5～7月に行なわれた。調査の方法は、本稿のテーマに関してはすべて、村役人、組織の責任者、村の重立て、数人の農民に対する聞き取りによった。団体に関する調査では、その組織や活動に関する記録が資料として重要であるが、村の行政の資料すらほとんどなく、まして他の組織に関しては皆無であった。聞き取りは、カウンターパートの諸氏によるインドネシア語と英語との通訳を介して、英語で行なった(4)。また注(1)に示したプロジェクトの①②の小課題に関する調査から得られた情報も、相互に利用した。

注(1) インドネシアへは、国連アジア太平洋経済社会委員会湿潤熱帯地域粗粒穀物等研究開発調整センター (UN ESCAP Regional Co-ordination Centre for Research and Development of Coarse Grain, Pulses, Root and Tuber Crops in the Humid Tropics of Asia and the Pacific, 略称 CGPRT センター) の招へいにより、国際協力事業団の短期専門家として派遣された。CGPRT センターでは、川越俊彦氏をリーダーとする、REIN-2 (Rural income and employment generation from production, marketing and processing of CGPRT crops in lowland areas in Indonesia) プロジェクトに参加した。当プロジェクトは、①農業生産における農家の労働投入 (農業総合研究所藤田幸一研究員担当)、②農村住民の流通加工業の活動 (前 CGPRT センター、現農業総合研究所川越俊彦研究員担当)、③農村における組織と集団活動 (筆者担当) の小課題に分かれている。本稿は③に関する報告の一部である。なお①と②については、Kawagoe *et al.*, [5] がその報告である。併せて参照願いたい。

調査の機会を提供して下さった、CGPRT センターの岡部前所長、新藤現所長、川越研究員、横山繁樹研究員、また現地のカウンターパートでありプロジェクトのメンバーでもある Bogor Research Institute for Food Crops (BORIF) の Mr. Sri Bagio, Mr. Wayan Sudana, Mr. Amar k, Zakaria, さらに国際協力事業団および関係者の方々、および熱心に調査に協力してくれた調査村の方々に篤くお礼を申し上げたい。

- (2) 日本の農村の社会構造，特に集落に関しては，斎藤〔7〕を参照せよ。
- (3) こうした問題に取り組むためには，本来長期間に及ぶ詳細な調査と過去の研究成果のレビューが必要であることはいうまでもない。しかし残念ながら筆者にその余裕も能力もない。試論であるという所以の一つはここにある。
- (4) 書かれた資料もなく，また聞き取り調査で得られた情報は必ずしも正確なものばかりとはいいがたい。特に数字で示されたデータは，正確なものばかりでなくむしろ概数が多い。本稿を読む際には，こうした点に注意を払っていただきたい。ここに本稿の結論を，試論とする第二の理由がある。また本稿に掲げた表は，特に出所を記したものの以外は，すべて聞き取りの結果を筆者がまとめたものである。

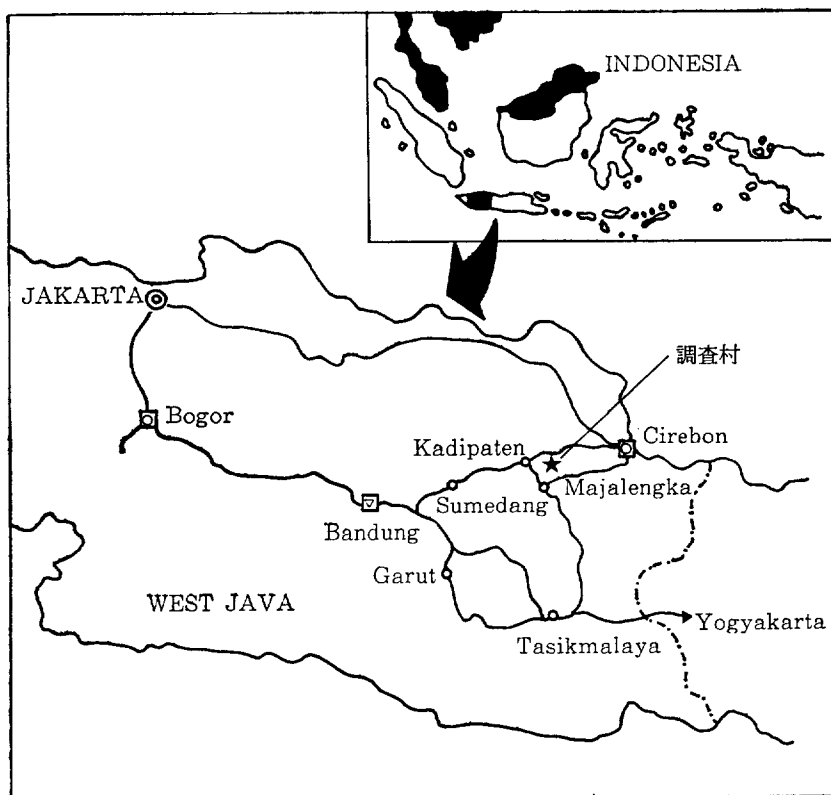
2. 調査村の農業⁽¹⁾と農村組織の概要

(1) 調査村の環境と概況

第1図に示されるように，調査村は西部ジャワ州マジャレンカ県(kabupaten)に位置している。西部ジャワ州は，高い山脈が走っている南側からなだらかな傾斜で下り，北部の海岸平野につづいているが，マジャレンカ県もほぼ同様の地形である。同県は，17の郡(kecamatan)から構成されている。県の農業事務所の資料によれば，県内にはおよそ53,000haの水田と22,000haの畑地がある。水田のうち43%には，国営事業による灌漑が，29%には地方公共団体等による簡便な灌漑がそれぞれ行なわれているが，残りの29%は天水田である。またおよそ半分の水田は米の二期作が可能である。マジャレンカ県の主要な農産物は，米，大豆，トウモロコン，キャッサバ，砂糖キビ，野菜などである。主要作物の作付面積は第1表に示される。米の作付けが耕地面積に対して100%に近い割合を示しているのは，いうまでもなく二期作が行なわれているからである。しかも米は県内各郡に平均して作付けられているが，畑作物については明瞭な地域性がみられる。地形からも判断されるように，マジャレンカ県では，一般に南部ほど標高が高くて畑地の割合が高く，北部は低い。従って，畑作物のうちトウモロコンは南部に多く，米の後作として水田に作付けられることの多い大豆は北部に多く作付けられている，という特徴がある。

調査村は，西部ジャワ州の州都バンドンから北部海岸の港町チレボンに通じている国道から5kmのところであり，ダウワン郡に位置している。県都マジャレンカまで6km，在郷町のカディパテンまでも同距離にある。標高は海拔70～100mでやや起伏のある緩やかな傾斜地にある。

以下村の資料により村の概況を示そう。1988年の人口は1,710人世帯数は403戸，一世帯あたりの人口は4.2人と少ない。核家族が一般的であるといえよう。1986～88年の3年間の人口変化は，出生が55，死亡が36で，自然増は19人，また転出は19，転入は9で，社会



第1図 調査村の位置

第1表 マジャレンカ県における主要農産物の作付面積 (1989年)

作物	作付面積 (ha)
米	72,608 (97)
大豆	5,396 (7)
トウモロコシ	8,949 (12)
キャッサバ	4,319 (6)
耕地面積合計	74,806 (100)

出所：県農業事務所資料による。

注. () 内は耕地面積に対する作付面積割合。

増は-10人であり、トータルの人口増加は、9人になる。この増加率を年率でみると、わずか0.2%にすぎない(2)。しかし若年層を中心に、バンドンやジャカルタ等都市への長期・短期の出稼ぎがかなり見られることから、実質的な人口の社会的な移動は、この数字が示しているもの以上はかなり大きいと思われる。

通婚圏はかなり狭いと思われる。89世帯に対する聞き取りによると、そのうち47%

は夫婦ともこの村の出身で、40%は片方が隣村ないし郡内の出身者である。両方とも村外出身者は、7%にすぎない。通婚圏はほぼ郡内で完結しているようである。

耕地1ha当たりの人口密度は、13.5人で、かなり高い。およそ3.2世帯が耕地1haに依存していることになる。

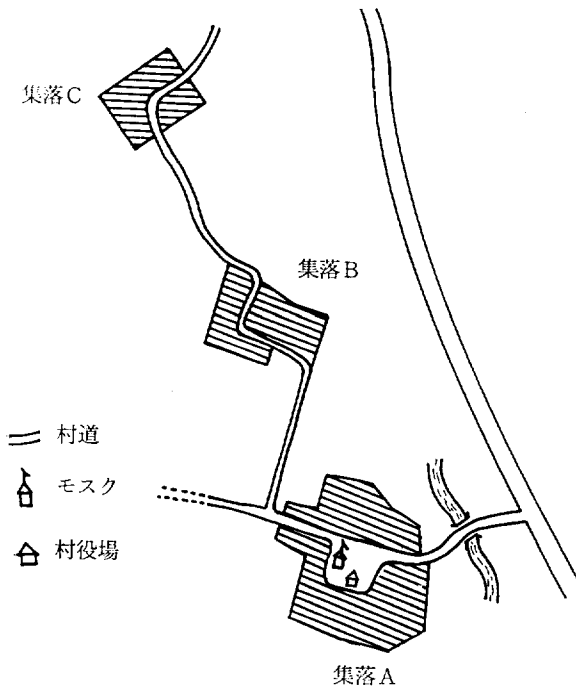
村は、第2表に示される四つの集落(kampung)から構成されている。一集落のみ戸数が20と少ないものの、他の三集落はいずれも100戸以上で、日本より集落の規模が大きい。地図(第2図)を見れば理解されるように、一番大きな集落には村役場とイスラム教のモスクがあ

第2表 集落構成と戸数

集落(Kampung)	戸数
A	164
B	117
C	100
D	22
Total	403

出所：村の資料による。

注。人口は合計1,710人。



第2図 調査村の略図

注。集落Dは地図の下方に孤立している。

第3表 職業別戸数

	合 計	集 落 A	集 落 B
専 業 農 家 ¹⁾	57 (61)	16 (50)	41 (66)
兼 業 農 家	23 (24)	13 (41)	10 (16)
うち小商人 ²⁾	15	8	7
工場労働者 ³⁾	4	4	—
左 官	2	—	2
そ の 他 ⁴⁾	2	1	1
農 家 計	80 (85)	29 (91)	51 (82)
小 商 人	7	1	6
大 工	2	1	1
工場労働者	1	—	1
そ の 他 ⁵⁾	4	1	3
非 農 家 計	14 (15)	3 (9)	11 (18)
合 計	94 (100)	32 (100)	62 (100)

出所：農家調査による。

注(1) 1) 土工等臨時的な兼業を行なっている農家も専業に含めた。

2) 小商人とは英語では middleman と表現されているが、行商人を含む小規模な商業を営むものをいう。以下の各表についても同じである。

3) 隣接する郡のレンガ・瓦工場および製材所に勤務するもの。

4) 仕立屋と建築労働者。

5) 運転手、建設労働者、運転手、建設労働者、村役人および隠退者。

(2) () 内は合計に対する割合。単位%。

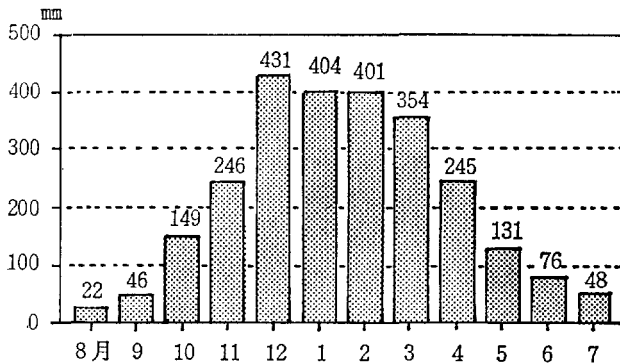
り、その前には広場がある。各集落には道路が通じており、一集落を除いて徒歩で5～10分の距離にある。住民はすべてイスラム教信者で、日常会話は西部ジャワで支配的な地方言語であるスダ語を用いている。

第3表から農家調査による職業別世帯数をみると、農家は85%と圧倒的に多く、非農家には大工や工場労働者などがあるものの、半数は行商や仲買商を主体とする小商人などいわゆる雑業層（インフォーマルセクタ）に属している。農家のうち専業農家は、全体の71%を占める。しかしこの数字は世帯主の職業による分類であり、主婦を始め家族が他の職業に従事しているケースが非常に多いこと、世帯主自身も短期間の臨時的な「副業」に就業している場合も多いことから、農業収入のみに依存している世帯は、非常に少数であろう。兼業農家の兼業種類を見ると、小商人が圧倒的に多い。このように、この村の経済的な基盤は、農業をベースにしながらも、小商人などインフォーマルセクタにかなり依存しているといつてよい(3)。

(2) 調査村の農業

まず村の土地利用を、第4表から見よう。村の土地290haのうち水田が6割を占める。このうち灌漑田は水田全体の20%にすぎない。この村の水田の大部分は天水田によって占められている。畑地は水田の3分の1にすぎない。おおまかにいって天水田の村と言っていいであろう。従って作付パターンは、降雨量によって規定されている。雨期は例年10～11月に始まり、5月まで続く（第3図）。水田の場合、田植は雨期の開始と同時に始まり、2月には収穫される。作付けされる品種は、現在IR64が大部分である。しかし後に述べるように品種の交替は、病虫害のため大変早い。米の収穫後、簡単な耕起が行なわれ大豆が作付けされ、5月に収穫される。乾期には休耕される。大豆のかわりにキュウリ等の野菜が作付けられる場合がある。これが水田の一般的な作付パターンである。これに対して畑作は、混作が行なわれているため作付けパターンは複雑である。しかしおおまかに述べると、まず雨期の開始と共に陸稻とトウモロコシが混作され、その後に大豆が作付けられる。またキャッサバが圃場または畝の縁に周年植えられていることも多い。畑地における野菜の作付けは、キュウリ・トウガラシ・ナス・ささげ・レンチャ（lenca）等が混作され、収穫期が少しずつずれている。

次に農家調査の結果によりながら、また調査を行なった二つの集落の性格の相違にも注意しつつ農家の性格についてより詳しく検討しよう。第3表に示したように、農家は調査世帯の85%に達している。しかし集落Aは、兼業農家の比率が高く、集落Bは専業農家が多い。



第3図 マジャレンカ県の平均降水量（1979～88年）

出所：県農業事務所資料による。

第4表 調査村の土地利用

土地の種類	面積 (ha)
水 田	177 (61)
うち灌漑田	37
天水田	140
畑 地	60 (21)
宅 地	25 (8)
そ の 他	28 (10)
合 計	290 (100)

出所：村の資料による。

第5表 農家の階層構成

面 積 (ha)	所有面積別 戸数・割合	経営面積別 戸数・割合
0.0	8 (9)	4 ¹⁾ (5)
0.0～0.2	42 (50)	30 (36)
0.2～0.5	26 (31)	35 (42)
0.5～1.0	4 (5)	13 (15)
1.0～2.0	3 (4)	1 (1)
2.0～	1 (1)	1 (1)
戸 数 合 計	84 (100)	84 (100)
面 積 合 計 (ha)	23.52	28.16
一戸当り面積 (ha)	0.28	0.35 ²⁾

出所：農家調査による。

注. 1) 土地を所有するが耕作しないもの。

2) 上記4戸をのぞいた平均。

土地の所有および経営面積別戸数は、第5表に示される。それによると平均所有面積は0.24haときわめて小さい。しかも半数以上が0.2ha以下で、0.5ha未満の所有農家が90%を占めている。最大の土地所有者の所有面積は、2haを少し超える程度であり、いわゆる大土地所有者は村内には存在しない。また経営面積も平均で0.35haと所有面積の平均よりやや大きい。しかし零細であることに変わりはない。こうした所有および経営面積の零細性は、二つの集落ともに共通した性格である。なお後にも触れるが、村の境界をこえてかなりの出入り作がみられる。

自小作別農家戸数は、第6表によると、自作が64%とほぼ3分の2を占めているのに対して、自小作はほぼ4分の1、小作は1割以下である。全体として自作農が大勢を占めていることが理解されよう。但し、経営面積を見ると、自小作が0.42haと大きく、ついで小作の0.37haであり、自作が0.32haと一番小さいことが注目される。途上国に広く見られるいわゆる「土地無し農業労働者」は、調査農家には存在しなかった。聞き取りによれば、この村にはほとんどいないということである(4)。

次に、農産物の生産・販売状況を集落別に確認しよう。第7表によると、集落Aでは米と大豆の生産農家の割合は、9割をこえている。両作物は集落Aの農家にとって主作物である。他の三つの作物を生産している農家は半数以下であり、特に野菜の生産農家は少ない。集落Aの農家は、伝統的な作物に依存しているといえよう。しかし販売農家数と比較すると、米の生産農家のうち販売している農家は半数強であるのに対して、他の作物を生産している農家はほとんどが販売農家でもある。米は自給的な性格が強い。これに対して

第6表 自小作別農家戸数

		戸数・割合	平均耕作面積(ha)
自	作	51 (64)	0.32
自 小	作	22 (27)	0.42
小	作	7 (9)	0.37
合	計	80 (100)	0.35

出所：農家調査による。

第7表 農産物別生産・販売農家数（1988年3月～89年2月）

農 作 物	集落A(農家数29)		集落B(農家数51)	
	生産農家数	販売農家数	生産農家数	販売農家数
米	27(93)	16(55)	39(76)	8(16)
大 豆	26(90)	26(90)	21(41)	21(41)
トウモロコシ	12(41)	11(38)	8(16)	6(12)
キャッサバ	11(38)	10(34)	6(12)	4(8)
野 菜	6(21)	6(21)	43(84)	43(84)

出所：農家調査による。

注. () 内は各集落の調査農家数に対する割合。

集落Bでは、野菜生産農家の比率が84%と非常に高い。さらに米以外の農産物生産農家のうち販売農家の割合は、ほぼ100%に近い。これに対して米生産農家の割合はおよそ4分の3であり、しかも米販売農家の比率は21%と非常に低い。こうした農家の性格と、上述の専・兼業別の性格を重ねて見ると、集落Aの農家は伝統的作物に依存した兼業農家が主体になっているのに対して、集落Bの農家は野菜を主体にした商業的な専業農家が多いことが確認できよう。

最後に、農家の経済状況を示す指標の一つとして、第8表により、資産の保有状況を示そう。農業機械は、表に示された背負い式噴霧器以外は存在しないし、その数もわずかである。所有者は自家の経営する耕地で使用するほか、他の農家に賃貸する。耕耘はすべて人力耕で行なわれ、水牛すら使われていない。水稻の場合、収穫はほとんどが鎌で、陸稲は伝統的な収穫道具であるアニアニナイフで行なわれているようである。しかし水田でも、老女がアニアニナイフで穂刈による収穫をしている光景も見られた。家畜では山羊がおおく、鶏とあひるもほとんどの農家で飼われている。耐久消費財では、ラジオと自転車の普及率が高いが、それでも前者は3分の2程度、後者で3割にすぎない。オートバイ、テレビ、ミシンなどはまだまだである。このような資産状況から、かなり貧困な農家のイメー

第8表 農家の資産保有状況

	合 計	大 農 (0.3ha以上)	小 農 (0.3ha以下)
農 家 戸 数	78	30	48
オートバイ	4(0.05)	2(0.07)	2(0.04)
自 転 車	23(0.29)	8(0.27)	15(0.31)
山 羊	234(3.0)	110(3.7)	124(2.6)
鶏	565(7.2)	284(9.5)	281(5.9)
あ ひ る	58(0.74)	26(0.87)	32(0.67)
噴 霧 器	2(0.03)	2(0.07)	0(0.0)
ラ ジ オ	51(0.65)	23(0.77)	28(0.59)
テ レ ビ	9(0.12)	5(0.17)	4(0.08)
ミ シ ン	5(0.06)	3(0.10)	2(0.04)

出所：農家調査による。

注. () 内は、一戸当たり所有数。

ジが浮かび上がるが、しかし家は90%以上が石造りで屋根は瓦葺、しかも大きな窓にはガラスが入っており、必ずしも貧困とばかりはいえない。文化や経済環境の違いによる消費のパターンが相違しているのであろう。

(3) 農村組織の概要

ここで取り扱う農村組織について厳密な定義をすることは困難である。とりあえず、調査村において特定の目的と構成員を持ち、集団的に活動しているグループとしておく。調査村における調査やインタビューによって存在することが確認された組織は、第9表に示される。これらは官製団体と民間団体に区別される。言うまでもなく官製団体とは政府の政策目的を実現するために組織された団体であり、民間団体は政府の政策目的とは区別された、構成員の共通の目的を実現するためのものである。しかしその発生は自生的でありそれ故民間団体の性格を持つものの、現実にはなかば行政組織の下部機構となっている相互扶助活動のようなものもある。

第9表に示した団体のうち、◎の付したものはその組織と事業内容等について聞き取り調査を行なったものであり、次節以降でその内容について検討を行なうものである。そこでそれ以外の組織についてその概要を、ここで紹介しておく。

スポーツグループは、教育省の指導下にある官製団体でスポーツを通して国民の健康増進を図ることを目的にしている(5)。15歳から35歳までの男女が加入しており、調査村で

第9表 調査村における組織活動の概要

官 製 団 体	民 間 団 体
◎農業技術普及組織 Kelompok Tani (farmers' group ¹⁾) ◎婦人会 (PKK) Pendidikan Kesejahteraan Keluarga (Family Prosperity Education) ◎青年団 Karang Taruna (Young Men's Association) ◎村落単位協同組合 Koperasi Unit Desa ・スポーツグループ Praa Muda Karawa (Sport Group)	◎無尽講 (現金) Arisan Uang ◎無尽講 (粃) Arisan Padi ◎相互扶助活動 ²⁾ Gotong Royong (Mutual Help) ・お祈りグループ Pengajian (Prayers' Group) ・武道グループ Pencat Silat

注. 1) () 内はインドネシア語を英語に翻訳したもの。

2) 相互扶助活動はその性格上必ずしも特定の目的と構成員を持つ組織とはいえない。しかし住民の一種の集団的活動であるので、ここで取り上げた。詳しくは、本文4.(2)を参照せよ。

はフットボールとバレーボールのチームが作られており、年間十数回の試合を行なっている。会の運営については国から年間 25,000ルピア（以下 Rp25,000のように表記する）の補助金が交付される。そのほか村の住民8人の一人当たり Rp1,000～Rp10,000の寄付によって運営されている。

お祈りグループと名付けた団体は、イスラム教の教義の勉強とお祈りをするを目的としたものである。会員は75名ほどで、定期的に集会を持っている。会費は無料で、月一回は県都マジャレンカから教師が来るということである。

最後に武道グループは、15～25歳の35人の会員を持つ同好会のような組織で、柔道と空手をミックスしたような武道の訓練を行なっている。

注(1) 県および調査村の農業と農家の概要は、Kawagoe *et al.* [5] の第2章による。

(2) 川越俊彦研究員の試算による。

(3) インドネシアの農村では、農家の商業活動が就業機会の拡大という意味で、経済的に非常に大きなウェイトを占めている。詳しくは Kawagoe *et al.* [5] の第4章および川越他 [4] を参照せよ。

(4) Hayami Y. and Kikuchi M. [3] によると、調査村の北西部にある、西部ジ

ャワ州スパン県の灌漑が整備された米の二期作地帯の二つの村では、土地無し農業労働者の比率は、25%および58%と非常に高い割合を示し、天水田地帯の調査村と著しい違いを示している。

(5) 軍事的な目的もあると説明する村人もいた。

3. 官製団体の組織と事業

ここでは国の政策に沿って形成されたいわゆる官製団体の組織と事業を中心に検討を行なう。官製団体は、その性格上行政村と密接な関係を持って事業を繰り広げている。一面では、行政村の一分肢といったいいような性格を持っているといえよう。従って官製団体を理解するためには、行政村の機構と事業の説明が必要となる。まずそれから始める。

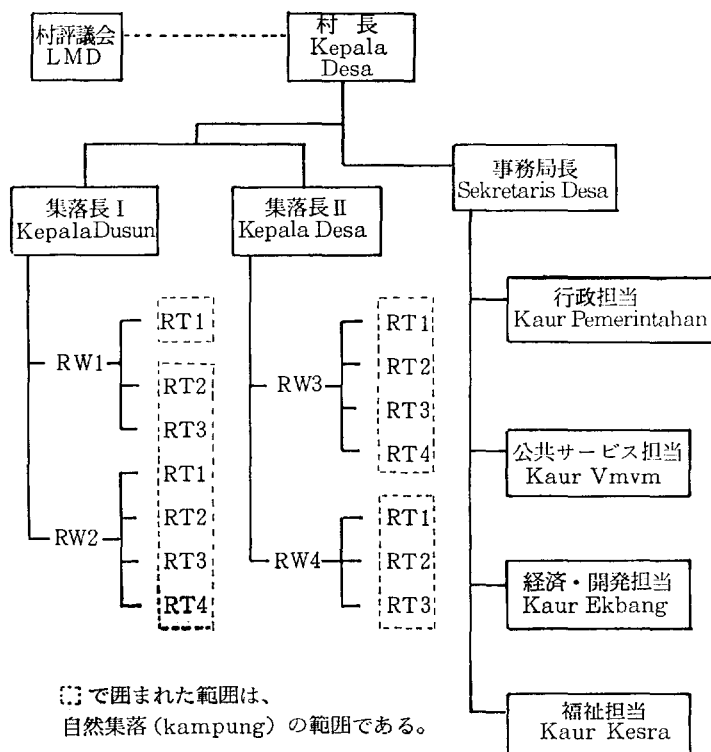
(1) 行政村 (Desa)

1) 行政村の組織

まず、村の行政機構を見よう。第4図によると、村長のもとに事務局長がおかれ四つのセクションを統括している。各セクションには、担当役人が一人ずつおかれている。この他に地域担当の役人として、集落長が二人おかれているが、彼らは副村長格のポジションを占めている。これが村役場の幹部職員のすべてで、他には事務職員はいない。村長と二人の集落長は選挙によって選出される。選挙権は17歳以上の男女に与えられている。集落長の任期はなく、いったん選出されると、自発的に隠退を申し出るまでその地位にある⁽¹⁾。集落長は必ずしも担当地区に居住していなくても良いようである。現にRW3と4を担当している集落長Ⅱは、RW2に住んでいる。集落長の任務は、徴税、行政最末端の組織であるRTの集会の開催、種々のインフォメーションの伝達、郵便の配達等である。

これらの役人は、いずれも兼業農家である。給料は、現金で支払われるのではなく、職田が給付されている。(その面積は後掲第22表参照)。

集落長のもとに、各農家がグループ毎に組織されている。まず村は二人の集落長のもとに二分される。それぞれは二つの集落から構成されている。従って集落長は、正確にいうと、「連合集落長」ということになる。一人の集落長は、それぞれ二つの連合町内会RW⁽²⁾に分けられる。この連合町内会は、集落長Ⅱの方は集落毎に作られているが、Ⅰの方は、大きな集落を二つに分け、片方を一番小さい集落と組み合わせて作られている。連合町内会のもとに、3～4の町内会RT⁽³⁾が形成されている。各町内会には20～37世帯が組織されている。町内会の世帯は固定したものではなく、戸数の変化に応じて分割されることがある。1～2年ほど前に、この村では7つあったRTを分割し現在の14に再編したが、そ



第4図 調査村の行政組織図

の境界は機械的に決められている。村と住民との間のインフォメーションの伝達や住民の意見集約の場は、専ら RT の集会であって、集落単位に集会が開かれることは無いということであった。このように行政組織の最末端である RT が分割再編されることや、住民集会が集落でなくそれを細分したものであることは、この村のそしてインドネシアの行政村の一つの特徴であろう。

村の意志決定は、村評議会 (LMD⁽⁴⁾) でなされる。その構成メンバーは、村長・事務局長・集落長が相談したうえで村長によって選定されるが、現在は村長、事務局長、集落長、村在住の教員、同じく国家公務員、農民等11名からなっている。重要な議題については、各 RT から2名の代表を出すこともある。従って、公選議員によって形成される「村議会」とは性格を異にする⁽⁵⁾。評議会の最も重要な議題は、村の年間事業計画と予算の決

定である。

村評議会と並んでもう一つの組織が存在する。村開発協議会(LKMD⁽⁶⁾)である。それは、村と官製団体の長等から構成されているもので、開発目的を達成するために、計画作成に関し村長を助け、各団体への住民の組織化を通じて村民を参加させ、村の活性化を図るということに、その目的がある。この協議会を通じて、各団体は行政村といわば一体となって国家目的の実現を図っているのである。

この他、村では、10人のガードマン⁽⁷⁾を雇用している。彼らは警察官ではない。しかし減多にないことではあるが刑事事件が生じた場合には、郡から派遣される警察の捜査に協力する。村のガードマンは郡から降りてくる村毎の割当に応じて、郡役場・警察署等の警備のために派遣されることもある。また調査村には、独立した水利組織は存在しないが、12名の担当者が決められ、灌漑施設等の破損が生じたり、配水等に事故が生じた場合など、農民からの連絡を農業担当の村役人に伝達し、更に灌漑当局に連絡するという体制がとられている⁽⁸⁾。この担当者は大部分がガードマンと兼任している。

以上が調査村の行政村としての組織の概要である。

2) 行政村の財政

調査村の財政を見てみよう。会計年度は4月～翌年3月である。第10表は1989年度の村の予算の概要である。歳入はおおまかに言って地税と村有地の小作料および政府の補助金からなっている。地税は水田と畑では納入先が違っている。田に対する地税は国税である。田はその豊度に応じて1級から4級までに区分され、それぞれ1ha当たりRp35,000～Rp

第10表 調査村の財政(1989年度)

項 目	金 額(Rp)	項 目	金 額(Rp)
〈歳入〉		〈歳出〉	
村民の地税	600,000	行政費用	200,000
村外者の地税	500,000	村役場維持費	150,000
村有地小作料	100,000	祝日の費用	150,000
ガードマン税	350,000	旅 費	300,000
政府補助金	1,500,000	国道清掃費	150,000
		ガードマン費用	350,000
		橋の建設	1,000,000
		婦人会費用	350,000
		村評議会費用	150,000
		そ の 他	250,000
合 計	3,050,000	合 計	3,050,000

17,000ずつ徴収される。畑には1ha当たりRp10,000の村税が課税される⁽⁹⁾。また村外に居住するものが耕作する村内の水田に対しては、国税の他に1ha当たりRp6,000の村税が賦課されている⁽¹⁰⁾。これは後に述べる村の公共事業への出役が免除されることの代償である。調査村では村有地として3筆合計0.5haの水田を持っているが、この小作料は村の財政に繰り入れられる。小作人は、毎年オークションで最も高い小作料の支払いを申しでたものに選定される。ただし小作料の半額は郡と県に納入されることになっている。ガードマン税は各農家から、耕作する水田1ha当たり粃30kgずつ徴収したものである。それが競売され村の収入となる。最後に政府の補助金は、村から要求をする道路や橋などの建設費としてRp1,000,000、婦人会(PKK)の運営費としてRp350,000、その他スポーツ活動や宗教活動等の目的でRp150,000、合計Rp1,500,000である。

一方歳出のうち特に説明を要するものは、まず祝日の費用であるが、これは独立記念日などに郡都で行なわれるセレモニーへ村民を派遣する費用である。次に国道清掃費は、各村に対しておよそ0.5kmの国道の清掃が割り当てられており、村の住民が交替で毎週一度10~20人ずつ派遣されるが、その時給与する食事と飲物代である。ガードマン費用は給与ではない。ユニフォーム・靴・帽子などの現物給付に要する費用である。ガードマンにはこの他に、0.1haの畑が職田として与えられる。

以上のように、財政からみると調査村の事業は、行政費用をのぞくと、県や郡の委任事業と村内の建設事業、そして官製団体との関連が重要であることがわかる。

3) 行政村の事業——合意形成と労働力調達——

さて、次に村の事業が現実にとどのように意志決定され実施されるかを、公共事業を例にとりながら検討しよう。

1989年度には橋の建設(改築)が予算に計上されているが、その財源は国の補助金である。補助金は村からの要求を基礎に決定される。従って村の公共事業は、まず要求を作ることから始まる。村では前年の4月集落長が主宰し各RTで集会を開き、まずRT毎の要求をまとめる。これを5月に開催される評議会(LMD)で議論し、原案を作成する。原案は再度開かれるRTの集会で住民の了解をとる。こうして村の要求がまとめられる⁽¹¹⁾。この際開かれる評議会(LMD)は各RTからの代表2名も参加する⁽¹²⁾。いわば評議会の「総会」となる。こうしたフィードバックするシステムをとることにより、村の要求案の住民に対する「正当性」を担保することになる。但し住民の意志の集約は、上記のように各RT毎に行なわれ、集落単位に行なわれることはないというところの一つの特徴がある。このようにして作成された村の要求は、郡→県→州→国というルートであげられ、国の予算決定後逆の順序で村へかえってくる。こうして補助金額は決定されるのである。

村の公共事業は、主要道路や橋の建設と改築および村役場・学校・モスクの建築と修理等があるが、前者は国の補助金のみで、後者は地税など村独自の財源により執行される。これら工事に必要な労働力は、住民の出役によって調達される。その調達方法は次の通りである。工事に関する決定は評議会（LMD）で行なわれ、出役に関する事項は集落長が決定する。二人の集落長は、それぞれ担当する地区から同数ずつ人選し出役させる⁽¹³⁾。出役義務は世帯主にある。もし割り当てられた日に出役できないときは、同一RT内の他の世帯主に代理で出てもらう。それもできないときは息子が出るかスナックを提供することが慣行である。工事に要する費用は、例年資材費にも不足する程度であり、昨年の道路工事の場合アスファルトしか購入できなかった。そのため砂や石などは出役した者が採取したという。こうした村の公共事業への出役は、住民にとって相互扶助（Gotong Royong）の一環であると意識されている。相互扶助については後に詳しく検討するが、政府は各団体を通じた国民の「教育」において、絶えず相互扶助の重要性を強調し、国や村等公共の活動に対する国民の積極的な参加を呼びかけている。こうして相互扶助慣行を村の公共事業に取り込むことによって、労働力調達が行われているのである⁽¹⁴⁾。

(2) 農業技術普及組織（Kelompok Tani⁽¹⁵⁾）

本節では、インドネシアにおける農業技術普及組織について、その設立経過と調査村における組織の実態、普及員の活動、そして農家の対応について検討しよう。

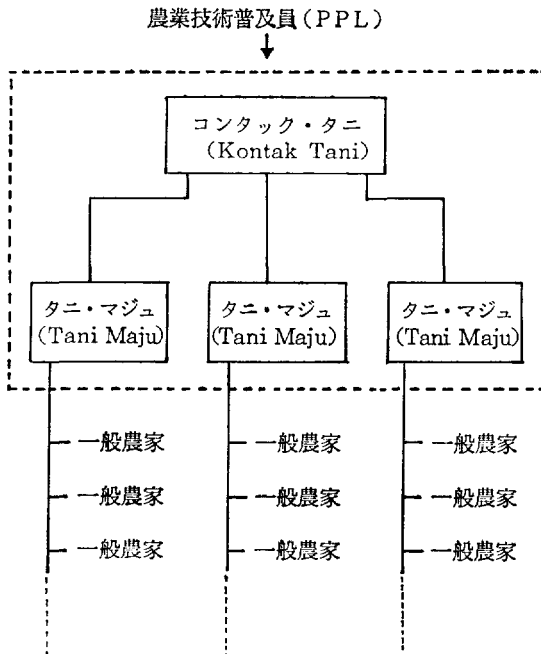
1) 農業技術普及組織の設立経過⁽¹⁶⁾と概要⁽¹⁷⁾

インドネシアにおける本格的な農業技術普及事業は、1956年PADI CENTRAプログラムのなかで少数のパイロット地区において実施されたのが、最初であるそうである。その方法は、普及員による技術に関する指導（guidance）のみであった。1963年BIMASプログラムがスタートしそれにそって普及事業も行なわれたが、ここでも少数のパイロット地区に限定されていた。1968年BIMASプログラムが本格的に実施されると、普及事業も本格化する。即ち農家を技術普及のための組織に集め、普及員を巡回指導させ、あわせて肥料、農薬、改良種子を融資とパッケージにして末端の農家にまで浸透させようとしたのである。このときの普及組織は二つのタイプがあった。一つは農家の居住地のグループ毎に組織されるもの（Kelompok Rumahtangga）と、水田の団地毎にその地の耕作者によって組織されるもの（Kelompok Hampiran）であった。このうち前者のみが奨励され、ほとんどがそのタイプであったという。しかし居住地による組織では、農家の世帯主が昼間いないことも多く指導の効率も上がらないこともあって、1975年後者のタイプの組織が奨励され、同時に普及の方法も後述のLAKUシステムと呼ばれるものに移行した。

1984年 BIMAS プログラムが終了し、それと前後して INSUS プログラムが開始されるとともに、普及事業の対象作物としてそれまでの米に加えて、あらたに大豆、トウモロコシ、キャッサバ、野菜等の全農産物の他、畜産、養魚も指導対象となった。但し BIMAS プログラムとは違い、クレジットがつくことは無くなった。こうした変化の背景には、米の国内自給の達成と、他の農産物の相対的不足という事態と、それまで BIMAS プログラムの実施を資金面で支えていた石油収入の減少があったといわれている。

2) 農家の組織方法

こうした経過のもとに現在の普及組織があるのであるが、その組織は第5図に示される。普及組織は、水田の団地毎に自作小作を問わずその地の水田を耕作する農民により形成される。従って不耕作地主は指導の対象になっていない。また団地が大きすぎる場合には適当な大きさに分割されることもある。農民のなかから篤農家と思われるものがコンタック・タニ (Kontak Tani=Contact Farmer) に指名される。彼は普及組織の責任者であり、普及員と農家の接触する要の地位を占めている。さらに水田の団地は適当なブロックに区



第5図 農業技術普及組織の概要

第11表 普及組織の地域別農家数

普及 組織	調 査 村				隣村A	その他	合 計	面 積 (ha)
	集落A	B	C	D				
No.1	21*	6	1	1	3	1	33	17
No.2	11*	8	5	2	1	5	32	14
No.3	3*	—	—	10	25	—	38	13
No.4	15*	6	4	2	4	12	43	35
No.5	5	7	2*	—	—	20	35	24
No.6	42	23*	—	? **	7	—	72	19
No.7	26*	21	10	? **	—	—	57	19
No.8	24*	—	—	? **	3	—	27	17
No.9	—	9	19*	—	—	—	28	17
No.10	19*	8	2	2	—	—	31	17

注. *コンタック・タニを含む。

**集落Dは、集落Aに含まれる。

分され、そこの耕作者から一人 コンタック・タニをサポートする タニ・マジユ (Tani maju=Progressive farmer) が任命される。タニ・マジユはブロック内の農家に対して普及員から伝えられた技術を伝達することが義務づけられている。また、コンタック・タニとタニ・マジユは、普及員が巡回してきたときには圃場において迎えることが義務づけられている。一般の農家はこのタニ・マジユの下にブロック毎に組織されている。

調査村における普及組織は1980年に設立された後、1987年に現在の10の組織に再編された。第11表によると一組織当たりの水田面積は13～35haで20ha前後が平均的面積である。一組織当たりの農家は、27～72戸と多様である。コンタック・タニは、普及員と村の経済開発担当の役人が各普及組織から最も優秀な農家を選抜し指名する。タニ・マジユは上述のような水田のブロックから優秀な農家を、普及員とコンタック・タニが選抜し指名する。第11表によると、いくつかの普及組織には特定の集落の農家が集中している傾向が見られる。普及組織は水田の団地毎にその耕作者によって組織されるものであるから、このことは日本の集落のように、特定の集落と特定の水田の間に特殊な関係があることを予想させるが、しかし農家はそのような土地に対する意識をもっていず、単にロケーションの問題であると考えている。また他村の農家もかなりの割合で参加しているが、これは調査村と表記した隣村Aはかつて同一の村であったのが、人口の増加によって分割され、結果として出入り作が多くなったためであるということであった。

No.10の普及組織は、職田に組織されたものである。職田は、後掲の第22表に示されるよ

うな配分になっている。そのためその組織は特殊な性格を持っている。コンタック・タニは農業開発担当の役人が就任し、タニ・マジュには配分を受けた役人が就いている。職田はすべて小作に出されているが、その小作人が、ここでは一般農家になっている(18)。

3) 普及員の活動

農業技術普及員は、こうした普及組織を原則として16カ所担当し、2週間単位で活動している。各週のうち四日間は午前と午後一カ所ずつ普及組織を巡回し、残りの二日間は普及所で上級の普及員から指導項目についてトレーニングを受けたり、事務的な業務を処理する。これを二週間単位で行ない合計16の普及組織を巡回することになる。このようにトレーニングを受けつつ巡回指導する体制をLAKUシステムとっている(19)。しかし指導内容は画一的に作られた指導基準によるもので、各普及組織毎の実態に応じて変化させるほどのキメの細かさはない。普及所や普及員の能力(20)もあろうが、詳しい土性分布の調査が行なわれていない等の基礎的な条件が欠けていることも一因であろう。

調査村での実際の指導方法は次の通りである(21)。普及員は毎週3回決まった日にこの村にくる。まず村の経済開発担当の役人にあい、打ち合わせを行なった後、圃場に行く。この際役人が同道することもある。普及員はまず水田を見回り、その後圃場にいる農民を集めて指導する。パンフレット等はいっさい使用せずすべて口頭で指導するが、時には、水田で実際に作業の模範を示すこともある。各水田の団地には、小屋が建てられており、そこで指導を行なう。全ての農作物が指導対象であるが、実際にはこの村の主要作物の米と大豆に限られているようである。また全ての作業について指導をするが、重点がおかれているのは、植え付け時期の統一、改良品種への統一、施肥、病虫害防除、収穫・調整過程である。近年は病虫害の防除に力が入れている。こうした通常の指導方法の他に、この村には、普及員の推薦と村の同意により、No.1の普及組織のうちおよそ1,000㎡の水田が展示圃場に指定されている。ここでは普及所によって新品種、農薬、肥料等が無償で供与され、農家は労働力を提供し、普及員の指導の下に経営される。デモンストレーション効果をねらったものである(22)。

病虫害防除については、その被害が大きい場合特別な体制をとっている。病虫害が発生した場合、コンタック・タニは普及員に通報する。普及員は普及所の病虫害防除専門の担当者に連絡する。担当者は、発生状況をモニターし、適当と思われる時期に一斉防除を行なう。日時は、村の役人を通じて各農家に伝達される。農家はその日までに農薬を準備する。準備できないときは、その費用を現金で普及所に支払ってもよい。普及所は当日背負い式の大型噴霧器をもってきて防除する。機械の使用料金は無料であるという。普及所はこうした任務も受け持っているのである(23)。

4) 農家の対応

こうした普及員の指導に対する農民の対応はどうであろうか。

普及員は決まった日に定期的に巡回するし、次回くる日を予告することもあるので、農家は普及員のくる日を予め知っている。またコンタック・タニとタニ・マジュは上述のように普及員を圃場で迎えることが義務づけられている。しかし実際には、彼らがいつも全員そろうとは限らない。一般農家を含めて、一回毎に集まる農家は、作業時期によって違うが、田起こしの時期で平均して20人程度、農薬散布・施肥の時期で7人程度とのことである。農家の60～20%程度である。田起こしの時期が多いのは圃場に出ている農家が多いからである。要するに積極的に普及員の指導を受けようとの姿勢があまり見られない。兼業の深化がその一因であろうし、また指導内容が画一的であるのも影響しているようである。

しかし調査村の農業技術の水準は、かなりの高水準である。作付けられている種子はほとんど全部が改良品種である。改良品種は一般に病虫害に強く、品種の寿命も3年程度と短い。このため品種に関する関心は非常に高い。また施肥については、指導基準(24)に達している農家は50%を超えており、基準を超えて投入する農家も5%程度いるという。残りの基準に達しない農家は、知識が無いからではなく、経済的な理由によるものであるとのことであった。以上のことから、普及員の指導に対し必ずしも積極的でないのは、農家の水準がかなり高いことの反映でもあろう。

補論 野菜の生産技術の普及過程

前述のように、集落Bは専門的に経営している野菜生産農家が多数を占めている。この集落に野菜生産が本格的に導入されたのは1975年以降のことであり、わずか10年余の歴史しか持っていない。しかも野菜生産技術の導入は、米や大豆のように普及員から指導を受けるというものではなく、農民の先駆者が導入し集落内の農家に普及したのである。この過程を、普及員によるいわば官製の技術普及と対比する意味で、触れておこう。

集落Bでは、以前は米、キャッサバ、スウィートポテト、トウモロコン、サトウキビ等の伝統的な作物が主作物であった。その中で1967年頃より、近隣の村から技術を学びつつ、キューリヤナス等が先駆者により導入され始めたが、しかし技術が未熟で収益性が低く、他の農家にまで普及するに至らなかった。しかし1975年以降にこの集落出身の若い商人が、新しい野菜生産技術をもたらした。彼は義務教育終了後、ジャカルタ周辺で行商をしていたが、1975年に結婚し、この村へ帰り県内で行商を行っていた。行商で県内を巡回するうち、野菜の先進地から、その生産技術を学んだ。先進農家から種子を分けてもらい、自ら実験的に栽培を始めた。化学肥料と農薬も使用した。使用方法は、先進農家から学ぶと

同時に、肥料・農薬店の店主から教わり、自ら実験した。そして1980年頃には現在行なわれている混作による農法体系が確立した。その結果が良かったためか、近隣の農家が彼から栽培方法を聞くなどして、いわば「隣百姓」そのままに近隣の農家に作付けが広がった。同時に彼は兄と二人で野菜商人を始めた。しかし問題は野菜の集荷にあった。いかにして充分な量の野菜を集荷するかということである。そのために野菜の生産技術を利用した。彼は野菜生産技術の修得を希望する農家に、種子・肥料・農薬の使用方法を教えるのみならず、これら資材を現物で貸付け、その代金はでき秋に無利子で返還させたのである。その代償として、生産物を彼に出荷させることを約束させた。商業活動と野菜の生産技術指導をリンクさせたのである。この結果集落Bにおける野菜は発展した。1975年に約四分の一の農家が、ささげ、キュウリ、ナス、トウガラシ等の野菜生産を行なっていたのが、1985年までに95%の農家に拡大した⁽²⁵⁾。そのうち彼が技術指導をした農家は半数に達するということである。彼はコンタック・タニを勤めるほどの篤農家であるが、この間新技術の研究も継続し、最近ではホルモン剤の使用も始めている。野菜の商業活動も盛んで、最初のうちは仲買人として近在の産地商人へ出荷していたが、近年にはトラックを使用しジャカルタ市場へ直接出荷したりもしている。また農家も生産の重点を野菜という商品作物に移すことによって、商品経済に対応するとともに、旧来の労働慣行を変化させたのである⁽²⁶⁾。

以上見たように、国が行なう技術普及政策の枠外⁽²⁷⁾で、商業活動と結びついた技術の普及が行なわれていることは、インドネシア農村への商品経済の浸透の程度、および商品経済に対する農民の「親和性」の程度を考える上で、重要であろう。

(3) 婦人会 (PKK⁽²⁸⁾)

普及組織とは目的も性格もことにするが、農村における重要な官製団体に婦人会がある。ここでは、その目的と組織、事業、およびその性格について検討したい。

1) 婦人会の目的と組織

婦人会は、政府により次のように定義されている。婦人会は「女性が社会の最小単位として家庭 (family) を築き上げる主導者として活動している、また家庭福祉の強化と保持を増進することを目ざしている、そういう草の根レベルからの社会開発の運動」であり、その実現のため精神的には全能の神の創造物としてまた国家イデオロギーでもあるパンチャシラ⁽²⁹⁾ (Pancasila) に基づいた良き市民としての行動をとること、物質的には教育と訓練による衣食住、健康、就業機会、生活環境の向上を目的としている⁽³⁰⁾。

事業の主要プログラムは、①パンチャシラへの献身とその実行、②相互扶助 (Gotong

Royong), ③食事, ④衣服, ⑤住居と家庭管理, ⑥教育と訓練, ⑦健康, ⑧協力, ⑨生活環境の改良, ⑩健康計画の, 10項目である。事業の指導は, 各省庁がその担当分野に応じて行なう。例えば, 農家の家計にとって重要な役割を果たしている家庭菜園(屋敷畑)の経営については, 農業省が指導するというようにである。

婦人会は, 17歳以上の女性によって組織されているが, その組織は, 国, 州, 県, 郡, 村という行政組織の各段階毎に作られ, それぞれ役員会がいわば執行部となり, 対応する行政組織の首長の夫人が長となる。従って全国婦人会の会長は, 大統領夫人である。意志決定機関であり執行機関でもある役員会は, 公務員を中心とする重要人物もしくはその夫人とによって構成される。

年間の行動プログラムは, 全国レベルで決定された後, 順次下部段階へガイドラインが示され, それに沿って立案される。末端の村では, こうして作成された村婦人会の行動プログラム案は, 婦人会の人事・予算とともに, 村開発協議会(LKMD)で討議され承認されることにより成立する。財政は国から補助金が支給されるとともに, 会員の寄付等が財源になる。

このように婦人会は, その目的, 事業, 組織, 財政, 全てが政府の監督と指導と援助の下にあり, 行政組織の一部であるともいえよう(31)。

2) 調査村における婦人会の組織と事業

調査村における婦人会も, 上記の国の方針に従って組織され, 各種事業を実施している。以下具体的に検討しよう。まず役員会の構成である。第12表に示した通り, 役員会は21人によって構成されている。公務員や教師の夫人のみならず, 経済的に富裕な農民や商人の夫

第12表 婦人会役員の職業別人数

職 業	人 数
無 職	17
うち 夫の職業:	
村 長	1
村 役 人	6
国 家 公 務 員	1
郡 公 務 員	1
小 商 人	3
教 師	3
小 商 人	1
合 計	21

人によって構成されている。文字どおり村の重要人物およびその夫人が網羅されている。会長は村長の夫人である。副会長は国家公務員の夫人, 事務局長は教師である。これらの役割は, 役員会での討議を経て, 会長の指名により決められる。上に示した婦人会の10の主要プログラムに応じて, 役員会は10のセクションに分かれているが, その責任者も同様の方法によって決めている。

婦人会の会員は, 未婚既婚を問わず17歳以上の女性全てである。村の総戸数は400

第13表 婦人会の事業概要

事業種類	事業の概要	開催回数	参加者数
1. 健康診断	・乳幼児の体重測定 ・乳幼児の健康診断 ・乳幼児の予防注射 ・妊婦の健康診断 ・家族計画の指導	毎月1回 同 同 同 同	年間120人 同 同 同 同
2. 生活改善	・料理講習会 ・手芸講習会 ・裁縫講習会 ・石鹸作り講習会	毎月1回	毎回50人
3. 教育・普及 (講演会)	・家族の健康 ・家族計画 ・国家目標の実践	年4回	毎回100人
4. 相互扶助	・村内道路の清掃 ・冠婚葬祭の手伝い		
5. 資金の貸与	・生業資金の貸与		年間10人
6. スポーツ	・バレーボールの試合と練習	年間200日	
7. 社会事業	・会員からの米の収集と貧者への贈与		
8. 講	・会員の現金講	毎月	20人

戸強であるから、会員は数百人に達するはずである。しかし例えば集落に支部を作るといふようなことはない。すべて村を一つの単位として行動している。

年間計画は、郡の婦人会のガイダンスに沿って作成される。このガイダンスを受けるため、役員のうち主要メンバーはしばしば郡の婦人会に赴かなければならない。年間計画は、人事とともに村の開発協議会(LKMD)で討議され、最終的には村長の承認を受ける必要がある。しかし過去の例によると、村の婦人会が作成した原案が、否決されたり修正されたりしたことはないということであった。

婦人会の事業は、第13表に示される。以下その内容に触れよう。

健康診断は、婦人会にとって非常に大切な事業である。対象は5歳以下の乳幼児と妊婦である。毎月一回開催されるが、郡から看護婦が巡回して来るほか、医者が年三回くる。費用は無料で、ほとんど全員が受診するとのことである。また家族計画についても同様の方法で行なわれている(32)。

生活改善に関する事業も重要である。各種の講習会が毎月行なわれている。講師は会員

が行なう場合が多いようであるが、村の外部から招へいする場合もある。材料費等は会から支出されるが、製品を販売して回収するとのことである。参加人数が多くなると、村を二つに分けて二回開催することもある。

教育・普及は講演会の形式で行なう。郡から講師が派遣されて来る。会場は村役場であるが、手狭なため集落長が分担する二つの地区に分けて実施される。表に示されたように、健康問題という身近な問題だけでなく、国家の重大政策である家族計画や国家イデオロギーの教育の場でもある。

相互扶助は、後に述べる住民の社会的な慣行である相互扶助 (Gotong Royong) のうち、婦人会の目的に沿ったものを、会の事業として行なうものである。

こうした事業に比べて、資金の貸与はやや性格を異にする。この事業は、生業資金の供給により、女性の経済的な地位の向上を図ることを目的としている。原資は政府の補助金である。調査村の婦人会へは、三年前より、年間 Rp100,000 ずつ供給されている。これを毎年10名の会員に、Rp10,000 ずつ貸与するのである。10ヵ月間毎月 Rp1,250 ずつ返済する。もし返済が滞った場合、返済は翌年に延ばされる。返済された資金は翌年の貸出分に追加されるため年々人数は増加している。希望者は沢山いるようである。役員会では希望者の経済状態を考慮して人選するとのことである。借受け人は専業農家の夫人が多く (33)、ほぼ全員が行商のような商業に従事している。村内で生産された農産物や簡単な加工食品を近隣の在郷町のバザールで販売する。

スポーツは、バレーボールが主で、年間延べ200日開催される。

社会事業と表記した事業は、あるいは相互扶助に含まれるのかも知れない。全会員から毎日ないし1日おきに少量の白米を任意で集める。各家庭では、門口に米を出しておく。月々5～10リットルの白米が集まる。この米は販売され現金化される。使途は、もし貧しい会員が病気になり入院した場合、見舞金として Rp5,000 が贈られる (34)。さらに不幸にして死亡した場合、さらに Rp5,000 と白米10リットルが贈られる。

さらに会員中役員を中心に20人が、現金を掛ける講を行なっている。講は毎月1回開催され、メンバーは毎回 Rp2,500 出資する。受取人は Rp50,000 受け取るのである。そのうち Rp250は、婦人会の会計に繰り入れられる。かつてこの講は白米の講だったそうである。

最後に、婦人会の財政を見よう。第14表によると、政府からの補助金が収入の大部分を占めている。婦人会は財政的にも政府に依存しているのである。

以上が調査村における婦人会の事業の概要である。国によって決められたプログラムに沿いながら、多彩な事業が展開されており、しかも健康診断、生活改善、各種の講演会に見られるように、本来行政の分野に属する事業に重点が置かれ、その内容も財政も政府に

第14表 婦人会（PKK）の財政（1988/89年度）

項 目	金 額(Rp)	項 目	金 額(Rp)
〈収入〉		〈支出〉	
政府補助金	250,000	役 員 研 修	125,000
講の落札者からの寄付	3,000	行 政 費 用	25,000
会員の米の寄付	20,000	資 金 貸 与	100,000
		道 路 清 掃	23,000
		会 員 研 修	
		ス ポー ツ 活 動	
合 計	273,000	合 計	273,000

依存していることが理解されよう。しかも相互扶助や社会事業のように、伝統的な農民の慣行を取り込みつつ、婦人会の活動が行なわれていることも、その性格を考える上で重要である。しかし参加人数から判断されるように、健康診断や相互扶助など身近な問題を除くと、その事業は会員全員に浸透するにはいたっていない。ここに問題の一つがあると思われるのである。

(4) その他の官製団体

1) 青年団 (Karang Taruna)

青年団は、内務省の指導の下に置かれた官製団体である。目的は、良き国民また良き市民の養成にある。会員資格は、16～23歳の男女である⁽³⁵⁾。役員は会長、副会長、事務局長、会計係で構成される。その選出は、会員の選挙によるのであるが、会員外から選出してもよいことになっている。実際には、村の役人からの強い「示唆」があり、役員はすべて会員外から選出されている。即ち、会長は30歳の教師、副会長は27歳の県の公務員、事務局長は27歳の教師、会計係は26歳の教師で、会計係は女性、他の役員は男性である。婦人会と同様教師と公務員の指導性が強い。この4人の役員によって事業計画が事実上決定されている。

青年団の組織も、婦人会と同様、支部などのブランチはなく村単一の組織形態をとっている。

青年団のおもな事業は、禁酒禁煙運動、スポーツ大会、音楽会等である。会費は無料で政府の補助金もない。会の運営に要する費用は、乾期に水田を期間小作し会員が大豆を生産し、それにあてている。しかしこの農作業は、技術のトレーニングという性格はない。また本来各家庭が電気料金を支払いに出かけなければならないところを、代わりに団員が

集金しまとめて代納している。その手数料として10%を住民からもらい会のファンドに繰り入れている。

青年団は、このように国によって組織され、目的も外部から与えられ、しかも会員外の教師や公務員が指導している、行政的な色彩の強い組織といえることができる。

2) 協同組合 (Koperasi Unit Desa⁽³⁶⁾)

インドネシアには、KUDといわれる協同組合が、広く農村に設立されている。調査村もダウン郡内のハカ村の農民により組織された協同組合があり、1978年BIMAS計画による資金貸与を受けるため、12名の農家が組合に加入した。加入した農家は村の役人や裕福な農家である。彼らを通じて集落Aの農家の75%、集落Bの農家の50%、村全体としては、35%の農家が資金を借り入れたということである。しかしBIMAS計画の終了後、この村の住民は協同組合をまったく利用していない。米を中心とする農産物の販売も、肥料農業等の農業資材もすべて商人を利用しているとのことである。協同組合を利用しても何等の経済的な利益がないというのが、その理由である。

注(1) 過去の例によると、最長で20年、最短で2年間在任していたという。現在の集落長の一人は、選出されてから7年目になる。

(2) Rukun Warga の略語。

(3) Rukun Tetangga の略語。

(4) Lembaga Musyawakat Desa の略語。

(5) LMDについて、詳しくはArife〔1〕を参照せよ。本稿のうち行政組織とPKKの記述もこの論文によるところが大きい。

(6) Lembaga Ketahanan Masyarakat Desa の略語。詳しくはArife〔1〕参照。

(7) Hansip といわれている。

(8) 上述のように、調査村には灌漑田が37haあるが、5～9月の乾期に作付けられることはほとんどない。それは基本的に水が不足しており、また乾期には鼠の害が多いからということでもあろうが、同時に水の利用についての独特の制度があるからである。すなわち灌漑水の利用権の付いている土地を耕作するものは、他村を含めて他の土地で水を利用することもできるという制度である。こうした権利を持つ水田は、全部で50haある。しかしその土地で水を利用するものは、わずか2haで、他のものは、他村で条件のよい土地を乾期だけ期間小作し、そこでこの権利を行使するという。ちなみに乾期の間の借地料は100bata (=0.14ha) 当たりRp25,000で、借り入れ後ミニマムティレージを行ない、キューリを作付けている。

(9) 調査村の畑は元来国有地であり、1960年まではジャングルであった。それが同年村へ無償で貸与され、さらに一戸当たり0.1ha (70bata) ずつ分配された。農家は各自で開墾し畑として利用している。この畑に関し農家には所有権はないが、しか

し相続権は認められている。その地代を、ここで村税と言っている。結果として、国によるこの処置は村財政に対する一種の助成措置と言うことも出来よう。

- (10) 地税の徴収は、村内居住者については集落長が行なう。具体的には、集落長が請求書を各戸に配布し、4カ月後に集金に回る。村外居住者については、経済開発担当の村役人が集金に回る。村外者の耕作する水田は90haほどあるということである。
- (11) 要求はこうしてまとめられるが、その金額は前もって予想することが出来るため、現実にはその金額にあわせて要求が作られるとのことである。なお第10表に示した村の予算によれば、村の公共事業に対する国の補助金は、Rp1,000,000 となっているが、補助金についての聞き取りの際には、Rp1,500,000 であるということであった。どちらが正確であるかはわからない。
- (12) R T の代表の決定に関しては、人数は村長が決め、各 R T では集会で議論の上最終的には、集落長の指名により決定される。
- (13) 人選の方法は、集落長により違っている。集落長 I は R T 1 から順番に選ぶが、集落長 II は毎日各 R T から同数ずつ選ぶとのことである。
- (14) 但し、相互扶助で出役する事業は、地理的に村の範囲内で実施されるものに限られ、上記の国道の清掃に対する出役は、相互扶助に含まれない。
- (15) 直訳すると Farmers' Group になる。
- (16) 以下は、カウンタパートの諸氏からの聞き取りである。
- (17) 普及組織の概要については米倉〔10〕のほか、藤田康樹（国際農林業協力協会〔2〕）の解説を参照せよ。本稿もこれらによっている。
- (18) 職田には、サトウキビが2年間作付けされた後1年米が作付けされている。これはインドネシアでは現在もサトウキビの強制作付けが行なわれているが、政府による低利資金の供給等の保護策があるものの、米に比べて収益性が低く、農民はその作付けを嫌っている。そのため職田に作付けられているのであり、郡から割り当てられる作付面積も、各村の職田の面積に応じて割り当てるとのことである。調査村への割当は15haということである。またサトウキビの技術指導は専門の指導員が行なっている。このことは職田の性格が、単に村役人に対する給与というものに留まらず、部分的には公共性をもっていることを示唆するものであり、ひいては行政村の性格を考える上で、重要な要素になるであろうと思われるのである。
- (19) LAKU は, Latihan dan Kunjungan (=training and visiting) の略語である。米倉〔10, 104ページ〕によるとインドで実施された世界銀行の農業プロジェクトに取り入れられ、インドネシアにも導入されたという。
- (20) たいていの普及員は、通常農業高校を卒業した程度の学歴である。
- (21) 現在の調査村の担当の普及員は、着任したばかりであり、以下の事例は前任者のものである。
- (22) この他隣村の例であるが、一つのクロンボック・タニ全体をデモンストレーショ

ンファームに指定しているケースがある。面積は10.5ha、戸数は62戸で構成されている。普及員がワーキングカレンダーをつくりそれを実施させている。ここは普及員の居村ということもあって、彼は毎日見回っている。作付けされた品種は高収量で知られたチサダネ (cisedane) で、1988年には「坪刈り」ではha当り収で9.3t、平均でも8.2tという高収量をあげている。しかしチサダネは非常に虫害に弱く、多面積に作ることは不可能であるそうである。この水田の収穫時には、全村民が集まってきたという。このクロンボック・タニには、同一集落の住民28名を組織し月1回の集会をもっているということである。

さらに他村の例であるが、普及員が引率して県内のデモンストレーションファームへ日帰りして視察旅行に行くこともあるそうである。

- (23) このシステムは、国際協力事業団が派遣している専門家のチームが、日本の予察制度をモデルにして考案したもので、非常に高い効果をあげているとのことである。

さらにクロンボック・タニは協同組合との関係で重要な任務を持っている。肥料、農業などの農業資材の購入や、協同組合を通じて食糧調達庁 (BULOG) への米販売、資金の借入れは、コンタック・タニが一括して行なうことになっている。これらの事業については、普及員が指導することになっているが、調査村では現在協同組合は全く利用されてない。資材の購入も、米の販売もすべて商人を利用している。

- (24) 現在の指導基準は、水田の肥料の場合、尿素が200kg/ha、TSPが100kg/ha、ZAが100kg/ha、KCLが75kg/haとなっている。

- (25) しかし野菜生産は集落Bの農家を中心であり、集落Aの農家はほとんど行っていない。集落Bの技術指導者は、希望があればいつでも集落Bの農家と同一の条件で、集落Aの農家にも教えるといっている。こうした集落間で差が生ずるのは、集落Aの農家が従事している兼業と野菜生産の収益性の違いを考えなければならないであろうが、同時に集落間のコミュニケーションを妨げているある種の社会的な「壁」の様なものの存在を考慮することが必要かも知れない。

- (26) この村では、また東南アジアの発展途上国に共通することであるが、米や大豆など伝統的な作物の生産では、各農家で十分な家族労働力を保有しているにもかかわらず、近隣の農家の労働力を相互に雇いあっているという。しかし藤田幸一氏の調査によると、野菜生産の場合、投下労働量はこれら伝統的な作物に比べはるかに多いにもかかわらず、雇用労働を使用することはほとんどないとのことであった。新興商品作物の生産は、旧来の労働慣行を変化させる要素の一つになっているようである。

- (27) とはいっても、彼が使用技術を学んだ肥料・農薬店に対しても、普及所は指導を行なっているそうである。従って全くの民間技術ということもできない。

- (28) PKKは、Pendidikan Kesejahteraan Keluargaの略語である。英訳すればFamily Prosperity Educationであるが、その構成メンバーの性格を考えて、婦人

会とした。

- (29) パンチャシラの主要な内容は、信仰、家族の敬愛と家庭内の秩序、良好な人間関係、民族の団結、愛国心と国への献身等である。詳しくは PKK〔6〕参照。本書はインドネシア語で書かれているため、カウンターパートの Mr. Sri Bagyo に英訳をして頂いた。
- (30) Arief [1, p48].
- (31) 以上婦人会の概要については、PKK〔6〕による。
- (32) インドネシアでは現在予防接種の普及に力が注がれているようで、滞在中しばしばテレビで、予防接種を受けるようにとのキャンペーンが放送されているのを見かけた。
- (33) ちなみに役員が貸与されることは少ない。最近の例では、10人中役員は1人であった。
- (34) 病気になった会員が裕福だった場合は、役員が見舞いの品をもって見舞う程度である。なおこの白米を少量ずつ各家庭から集めることは、Perelek といわれ、都市においても行なわれているようである。詳しくは、Sinaga〔9〕を参照せよ。
- (35) 従って女性の一部は、婦人会と二重に加入しなければならないことになる。
- (36) 村落単位協同組合と訳される。なお日本において、KUDの研究は比較的盛んであり、日本語による文献も多数ある。さしあたり白石〔8〕および米倉〔11〕を参照せよ。

4. 民間団体の組織とその社会的基盤

ここでは、前節で検討した官製団体とは性格を異にし、自生的に発生し独自の活動を展開している民間団体として、無尽講と相互扶助組織を取り上げる。但し後者は、後に検討するように、一部は行政機構に取り込まれている。これら民間団体は、自生的に発生したものであり、従ってその組織と事業は村の住民の社会関係に規定され、それを反映したものである。ここではそうした観点からの検討も行ないたい。

(1) 無尽講 (Arisan)

1) 無尽講の運営方法

調査村において確認された無尽講は、第15表に示される通りである⁽¹⁾。現金を掛けるものが一つ、穀を掛けるものが三つである。ここでは前者を現金講 (Arisan Uang)、後者を米講 (Arisan Padi) ということにする。

いずれの講も運営方法は基本的に同じである。講の結成は、呼掛け人の参加者募集から始まる⁽²⁾。調査村の場合一般的に言って講への参加資格は、20歳以上の既婚者で独立した

第15表 調査村における講の概要

	現金講	米 講		
		No. 1	No. 2	No. 3
参加者数:				
男	11	22	10	12
女	29	—	—	—
責任者の職業	村長の妻	専業農家	専業農家	兼業農家
参加者の居住範囲	集落A・B	集落A	集落A	集落B
掛 金	Rp2,500/月	粳100kg/年	粳100kg/年	粳100kg/年
受 取 人 数	1	2	1	2
給 付 金 額	Rp100,000	粳1,100kg	粳1,000kg	粳600kg

生計を営むものということである。参加者が確定すると、最初の寄り合いが開かれ、講の構成とルールが決められる。責任者は例外はあるものの大抵呼掛け人になる。講の寄り合いは、現金講の場合毎月一回、米講は年一回収穫後に開かれる。抛出する掛金（粳）は全員同額であるが、現金講は月 Rp2,500（年 Rp30,000）、米講の場合は粳100kgと多額である(3)。このことは講の参加者が富裕な階層であることを予想させる。また米講の場合抛出する粳について以下のような制限がある。No.1と2の場合、ゴミが混じってなく乾燥が充分であればよいということである。抛出された粳は、全員で検査を行なう。もし品質が悪ければ、その質に応じて5～10kgの増量が求められたり、交換させられたりすることもある。No.3の場合、参加者が自分で生産した米であればよいとのことである。

受取人を決める方法は、単純な抽選による(4)。米講のうちの一つは、当選者が他のメンバーを食事に招待するとのことであった。当選者が受け取る金（粳）額は、現金講も米講も多額になる。返済は抛出額と同額で、利息は無い(5)。講は当選者が一巡すると解散する。受取金（粳）の用途については相互に聞かないことが暗黙のルールになっており詳しく知ることが出来なかったが、米講の場合、現物で蓄えておき不時の出費に備える、貯蓄の目的で金の装飾品を購入する、山羊を購入する、テレビ等耐久消費財を購入する、家の修理費用に当てるなどの例が多いという。しかしなかには、水田を小作料先払いのリース契約で借入れ、その小作料にあてるケースが2件あった(6)。現金講の場合もほぼ同様であるが、後にみるように参加者が行商人や小商人であることが多いことから、その運転資金になっていることもありえよう。

このように調査村の無尽講は、投機的な性格は全くなく、むしろ生産的な目的をも含む貯蓄性を重視したものであり、一部にはメンバー相互の親睦の意味もあるといえよう。

2) 無尽講参加者の社会関係

無尽講の結成は上述のように、呼掛け人の募集から始まる。従ってどのような範囲の人に呼びかけるかによって、参加者の性格が決まる。

米講の場合集落により呼掛けの方法が多少違う。集落AにあるNo.1とNo.2では、下層農家を含め集落内の農家全員に声を掛けたという。この際下層農家が参加しないことは最初から判っているし、期待もしていない。しかしあえて声を掛けたのは、「心の問題」であるとのことであった。また中上層農の場合も、参加するか否かの判断は全く自由であって、参加しないからといって後の社会生活や近所付き合いに影響することはまったくないとのことであった。集落BのNo.3の場合は、最初から集落内の中農以上約50戸に絞って声を掛けたそうである。こうした呼掛けに応じて参加したメンバーはどのような農家であろうか。第16表によると、参加者の職業は圧倒的に専業農家が多いことがわかる。特にNo.2と3にその傾向が強い。参加者を居住地別にみたのが、第17表である。一見してわかることは、すべて同一集落内の居住者であることである。特にNo.2の場合全員が同一RT内であって、メンバーは隣りであって居住しているものたちである。同様の傾向はNo.1にもある。RW1のRT2と3に19人住んでいる。残りの3人のうち2人はRW1の居住者の兄弟であるということであった。RW1のRT2と3は隣りあった地区である。ここでもメンバーは軒を接して居住している。No.3の場合は集落内に分散しており、上記のような傾向を見いだせなかった。さらにいずれの米講にも所帯主と配偶者の親子兄弟などの親戚が2～4組含まれていた。

いずれにしても米構は、10年にもおよぶ相互「金融」の組織であり、その事業が事故も

第16表 米講職業別参加者数

職 業	No. 1	No. 2	No. 3
専業農家	12	9	7
兼業農家	9	1	4
うち村役人	2	—	—
小商人	4	1	2
仕立屋	1	—	—
土 工	2	—	—
小売商	—	—	1
不 明	—	—	1
教 師	1	—	—
小商人	—	—	1
合 計	22	10	12

第17表 米講地域別参加者数

居住地 RT/RW	No. 1	No. 2	No. 3
2/01	10		
3/01	9		
1/02	1		
2/02	1		
3/02	1		
4/02		10	
1/03			3
2/03			5
3/03			1
4/03			3
合 計	22	10	12

第18表 現金講地域別参加者数

居住地 RT/RW	男	女
2/01	—	1
2/02	—	2
3/02	—	7
4/02	2	11
1/03	3	3
2/03	3	2
4/03	3	2
不明	—	1
合計	11	29

第19表 現金講職業別参加者数

男		女	
専業農家	2	無職	20
兼業農家	4*	うち夫の職業：	
公務員	1	専業農家	4
建設業	1	兼業農家	12*
小商人	2	小商人	4
大学生	1	銀行職員	1
		小商人	3
		未亡人	2
合計	11		29

注. * 兼業はすべて小商人。

なく円滑におこなわれるためには、構成メンバーは相互に強いつながりを必要とするが、それは集落内の地縁を契機にして結合したグループに親戚が加わるという関係を基盤に形成されているのではないかと推測されるのである。

これに対して現金講の場合、様子がかかなり相違する。第1にさきに示した第15表からわかるように、女性が4分の3を占めていることである。このことと、呼掛け人が婦人会長の村長夫人であることをあわせて考えると、婦人会との関係がありそうにおもえるが、確認することができなかった。第2の特徴は、第18表からわかるように、参加者がA B二つの集落にまたがっており、特定の地域性を見いだせないことである。第3に、第19表から、参加者の職業は、専業農家が少なく、兼業農家を含めると行商などを行なっている小商人が25人と過半を占めていることである。以上のことから現金講は地縁ではなく、小商人の女性を中心にした職能的性格の強いグループが中心となっているといえそうである。

(2) 相互扶助 (Gotong Royong⁽⁷⁾) 活動

インドネシア農村における相互扶助活動においては、比較的によく知られている。ここでは調査村で行なわれている相互扶助の実態について、その基盤となっている農家の社会的関係を念頭におきながら、検討しよう。

1) 相互扶助活動の分類と性格

調査村において各世帯の負担による相互扶助は、その活動範囲に応じて大きく三種類に分類される。即ち第20表に示されるように、①行政村を単位にするもの (Swadaya⁽⁸⁾)、②集落またはRTを単位とするもの (Swadaya Murni⁽⁹⁾)、③私的な相互扶助である。以

第20表 農家の相互扶助 (Gotong Royong) 活動の概要

活動の種類	活動の概要	意志決定	費用負担者	村民の負担
①行政村の公共事業	・村の主要道、橋、学校、村役場、モスク等の建設と修理	村評議会	村財政 (国の補助金)	戸主の出役
②集落またはRTの公共事業	・小道路、礼拝堂、ガードマンの警備小屋等の建設と修理	村評議会	戸主の一部	労働出役 資材・資金の提供
③私的な相互扶助	・備品の購入と共同利用 ・家の建築 ・冠婚葬祭の手伝い	RT会議 (RT会議)	RT全戸 家の建主 隣人	隣人による資材・労働の提供

下その具体的な内容について見よう。

①の行政村を単位にしたものは、既に3.の①で触れた行政村の公共事業であるので、ここで繰り返すことはしない。相互扶助という本来住民の私的な関係をベースにしたと思われる活動は、行政村という公的な事業に部分的に吸収されているのである。

②の集落またはRTを単位にした活動も、より少ない程度ではあるがこうした性格を持っている。この事業には、集落内の生活道路や小さな礼拝堂の建設や修理と、テント・イス・食器などの購入と共同利用の二種類の事業がある。前者の場合、住民の要求をまとめて、集落長は村にその実施について承認を受ける。その後集落長は工事に必要な資材（セメント、レンガ、竹等）のリストを作成し、関係住民から募集する。住民は一人当たりの負担がほぼ平等になるようにして現物を提供する。もし現金が必要な場合、集落長は富裕な住民に個別に頼んで提供してもらう。現金も資材も提供できなかったものは、労働を提供する。この現金・資材・労働の提供は、一家につき一種類に限られ、二重に出すことはない。またその負担額は、現金の提供者が一番重く、資材がそれに次ぎ、労働者が一番軽いと意識されている(10)。

備品の購入と共同利用はRTを単位にして行なわれる。この場合は村との関係はない。RTの集会で決定すると必要な費用は各戸平等に集められる。但し集落Aの場合は、一戸あたり15kgの米が、集落Bの場合Rp2,500が集められるということである。購入物はテント・スピーカー・食器・イス・お盆等である。利用は無料で冠婚葬祭等の行事に各戸で使用される。

以上の①と②をあわせて、労働の出役日数は一戸当たり年間2日程度で、モスクを建設した年は、3日程度であったという。

③は、各戸の家の建設の場合（狭義の Gotong Royong）と、結婚式の手伝い等（Sum-bangan⁽¹¹⁾）の二種類に分けられる。前者の家の建設は次のようにして行なわれる。家を建てようと思ったものは、まず隣人に呼びかけて資材を提供してもらう。集落長に頼んでRTの集会を開催してもらいそこで資材の提供を申し出る場合もあるが、通常は隣人に直接呼びかける。隣人たちは、レンガ・カワラ等必要な資材を提供する。隣人の他に建主とその配偶者の従兄弟ぐらいの範囲の親戚も援助することがある。一人当たりの提供額はおよそRp 20,000～60,000 と非常に多額になる。またその合計額は建築費の15～50%に達するという。実際の建築に当たっては、基本的な工事は本職の大工が行なうが、レンガ運びやカワラ葺き等の単純作業は、資材の提供の有無にかかわらず、隣人たちが手伝う。これに対して建主から食事が提供される⁽¹²⁾。これに対しても、隣人から米と野菜が持ち寄られる⁽¹³⁾。建主は援助を受けたら、提供者と提供物をすべて記録しておき、提供者の家の建築の際に、必ず同額を返すことが義務づけられている。

結婚式の準備や進行に当たっても、家の建築の場合と同様、隣人たちが行なう。葬式の場合も同様である⁽¹⁴⁾。いずれの場合も手伝いを受けたものは、記録を作り、提供者の式の時に同額返す。このように、家の建築や冠婚葬祭は隣人や親戚による文字どりの相互扶助によって行なわれるのである。

2) 相互扶助活動の社会関係

上にみたように、三種類の相互扶助はそれぞれの事業と負担の範囲をそして事業の主体を異にしている。①の場合は村が主体となっており、相互扶助というよりは、住民間にあるその慣行を利用し、いわば住民をその事業に動員する機構にしているといえよう。確かに事業内容は村の公共事業であり、受益者は住民ではあるが、しかし住民の社会関係としての行政村の範囲で、住民が相互扶助というインティメイトな関係を作り出すような契機は、見いだせない⁽¹⁵⁾。また②の場合、集落長の主導の下にありまた村の承認が必要であるが、①に比べ、住民の主体性の発揮する余地は大きい。しかしその事業に参加する範囲は、注⑩に具体例として取りあげたガードマンの警備小屋の場合もRTが単位であり、道路の補修もRTで行なわれるケースがあるということである。行政機構の検討の際に指摘したように、集落単位の集会はなかった。集落は、日本の集落に比べて、非常に影がうすい。これらに比べ③の場合は、完全に住民の自発性に基づいた相互扶助が行なわれている。家の建築にしても冠婚葬祭にしても、隣人の行動には行政的な強制は働いていない。

相互扶助の歴史について、調査村の住民がどのように意識しているかを知ることではできなかったが、以上のことから考えると、まったくの仮説であるが、③のタイプの相互扶助活動が原型に近い形を保持しているのではないかと、想像される。そうであれば、③のタ

イブの相互扶助は農家の社会関係を素直に反映しているのではないかとも思う。上には相互扶助の範囲は隣人と親戚であるとした。それをもう少し詳しくいうと、家の建築でも冠婚葬祭の手伝いでもそこに集まるのは、建主や結婚式の主催者の家を中心として集落内の20軒前後の家である。しかも各家にとっての隣人のグループはそれぞれに違ったものである。この隣人のグループはRTの範囲と関係がない。従ってRTの境界にある家にとっての隣人のグループは、2つ以上のRTにまたがることになる。集落とはこの隣人グループの集合体ではないのか。③のタイプの相互扶助はこうしたインティメイトな関係の上でその活動が行なわれているように思えるのである(16)。

- 注(1) 無尽講に関する聞き取りは、集落AとBに関してのみ行なった。従ってCやDの集落にも別の無尽講が存在する可能性がある。
- (2) 日本では、いわゆる親あり講のように、講を始める目的として経済的に困難な状況にある家を救済するために、講という形をとった相互金融を目的にして始めることがあるが、調査村ではこうしたケースはないとのことであった。
- (3) この村の米単収はha当たり4～4.5t、かりに4tとすればあい、農家の平均耕作面積は第5表に示したように0.35haでうち水田を75%とすると、水田の経営面積は0.26ha、一戸当たり平均総収量は1t強となる。これと比較して講に拠出する粃100kgは非常に大きな割合といわなければならない。
- (4) 抽選の方法は、参加者の名前を書いた短冊状の紙を丸め細い筒にする。それをコップに入れて紙で蓋をし、小さな穴を開ける。そこから振り出し、最初に出てきたものが受取人となる。
- (5) 無利息ということは、先に当選したもののほど有利になるということである。このことはメンバーも知っているが、特に問題はないということであった。
- (6) ちなみに一件は、水田250bata(=0.35ha)を粃200kgの地代で、もう一件は水田225bata(=0.23ha)を300kgで借りたということであった。
- (7) gotong royong=help together, である。なお相互扶助活動は、多様な内容を含む活動であり、調査村でもその活動の種類に応じて柔軟な「組織」形態をとっており、固定した組織をもつものではない。しかしいずれにしても住民による「組織的」活動の一種であるため、ここで取り上げることにする。
- (8) インドネシア語であり英語にするとswa=self, daya=power or resource, ということである。元来はサンスクリット語だということであった。
- (9) 同じく, murni=pure, である。
- (10) 具体的に見ると、最近集落BのRT1でガードマンの警備小屋を作ったケースでは、現金の提供者は3名、資材の提供者は8名、労働は14名であった。また数年前集落Aで同じくガードマンの警備小屋の建築時には、現金の提供者は6名で提供したものはRp500と米1kg、タバコ1箱で合計Rp1,500相当、資材の提供者は24名で

提供物はたとえば一人竹2本などRp800相当、労働は5名であった。労働時間は午前7時～午後4時で食事とタバコが提供される。労働が2日間以上になれば賃金が支払われるが、通常は1日間で賃金はない。

- (11) *sumbangan*=gift or contribution, である。
- (12) 提供される食事は、以下の通りである。集落Aの場合仕事前にコーヒーと軽いスナック、午前9時にご飯とお茶とタバコ、12時にはご飯とコーヒー、夕食は各自の家へ運ぶ。集落Bの場合は仕事前のコーヒーとスナックがないが、後は同じである。
- (13) 調査中たまたま家の改築工事を見かけたが、沢山の人が集まり「祭り」の様な雰囲気であった。
- (14) 結婚式や葬式には、隣人たちだけでなく、沢山の人が出席する。出席者は男は最低でもRp1,000の現金を、女は3～5kgの米または野菜・果物・スナック等を持参するとのことであった。葬式の場合参加者は、現金を持参するが金額は他人にわからないようにして出すということである。
- (15) 例えば、人口の増加に応じて村が分割されることからわかるように、村としてタイトな社会関係がありそうにない。
- (16) ①のタイプのものは、行政村として住民を動員する社会的な基盤がないが故に、婦人会で見たように相互扶助を一つの構成要素とする国家イデオロギーの教育にサポートされて始めて、可能となっているのではないかと思うのである。

5. 農民の組織活動の特徴とその社会的基盤——むすびにかえて——

(1) 農村組織の特徴

以上調査村における官製団体と民間団体の活動と組織を見てきた。その特徴は次のようにまとめることが可能であろう。

官製団体は、普及組織を除くと、婦人会・青年団・スポーツクラブ等性別年齢別の組織に關しては、第1に財政的にも事業の内容の決定についても、行政組織に依存することが多いことである。というよりはむしろ政府がその目的を達成するために、団体を使っているといった方が、より適切であろう。第2に役員層が公務員・教師やその夫人などによって占められていることである。しかもその役員層が、事業の運営の主導権を握り全体をリードしている。このことは第1の特徴をより鮮明なものにしている。第3に調査村においては、これら団体の組織はいずれもランチ等の下部組織を持たず、村全体が単一の組織および事業単位になっていることである。従って第4にこれら団体の事業も、婦人会に見られるように、密接な利害にかかわるものや住民が伝統的に行なっていた相互扶助の慣行を取り込むことによって、しかも相互扶助のもつ「隣人愛」を巧みに組み込んだ国家イデオロギーの教育によって補完されて、住民の参加意欲を引き出していると思われるのである。

行政村に関しても、評議会のメンバーが村長によって決められていることからわかるように、執行部の主導性が強いことが第1の特徴である。また住民の組織が必ずしも集落単位に行なわれず、むしろ人為的に決められた町内会RTを単位としていることからわかるように、住民の伝統的に形成された社会関係に関わりなく決められていることが、第2の特徴である。第3に村の重要な事業の一つである公共事業に、相互扶助を直接取り込んで、その一環として行なうことによって、住民を動員していることである。

技術普及組織の場合は、その組織が水田の団地毎に作られており、しかも日本のように集落が特定の領域を持ちそれに対し住民が共同して一種の「管理」を行なうような土地と集落との間の特殊な関係が、ここでは見られないことから、必然的に構成員の社会的な基盤はなく、機能的な組織になっている。さきに普及事業への農家の参加が必ずしも積極的でない理由として、兼業の深化と技術水準の相対的な高さをあげたが、その組織形態に参加を社会的に強制する要素がないことも、その一因かも知れない。

以上の官製団体に対して、民間団体はその組織がメンバーの社会関係を直接的に反映しているように思える。即ち米講の場合いずれも集落内で完結し、うち二つは地縁的な隣人と親戚のグループによって構成されている。現金講の場合その関係が必ずしも明確ではないが、行商などの商業活動を行なっている女性が多く、職能的な関係を基盤にしているようである。さらに相互扶助活動のうち、純粹に私的な活動である家の建築や冠婚葬祭の場合は、その単位が一軒の家を中心とする集落内の20戸程度の隣人と親戚によって、互いに援助されている。それはRTとさしあたり無関係である。このことから米講の場合も、私的な相互扶助の場合も、この隣人と親戚のグループがその社会的基盤にあるように思えるのである。

(2) 農村組織と農村社会構造

隣人と親戚のグループというインティマイトな関係は、講や相互扶助にのみ見られる関係ではない。他の農家間の関係を併せて検討することにより、調査村における農家の社会関係の抽出を試み、仮説として提示し、本稿の結論に替えたい。

稲作における農作業の慣行でも、この関係が重要な役割を果たしている。調査村には稲の収穫はチェブロカン (Ceblokan) という雇用関係で行なわれている。すなわち、稲刈りは原則として農家自らの行なうことはなく、相互に農家を雇い合い、労働者に収穫の一部を報酬として渡す。収穫に参加できるのは、田植を無償で行なった者に限られる。これがチェブロカンと呼ばれている収穫慣行で、その報酬は現在収穫の6分の1である⁽¹⁾。チェブロカンは、夫婦のペア一組が参加単位である。藤田幸一氏の調査によると、第21表は調

第21表 チェプロカンによる雇用関係

雇 用 者	平均雇入 れ 組 数	被雇用者の居住地 (%)					一組当たり 収穫面積
		同 一 集 落		他集落	他 村		
		同一RT	他のRT				
大 農 (2)	16.5	67	33	—	—	6.6 a	
中 農 (3)	6.0	100	—	—	—	5.1	
小 農 (4)	8.3	88	9	—	3	2.2	
合 計 (9)	9.6	82	17	—	1	4.5	

出所：藤田幸一氏の調査による。

注. 大農は0.6ha以上，中農は0.3～0.6ha，小農は0.3ha以下の経営面積。

第22表 職田の面積と小作人の居住地

役 職	職田面積 (ha)	小 作 人 数			
		集落A	B	C	D
村 長	5.0	—	5*	1	—
助 役	3.0	4*	—	—	—
集落長 I	1.5	3*	—	—	1
集落長 II	1.5	—*	1	1	—
行政担当	1.78	3*	—	—	—
公共サービス	1.78	2*	—	—	1
経済・開発担当	1.2	不明			
福祉担当	1.2	1*	1	—	—

注. *は，村役人の居住地。

査村の9戸の農家はその収穫をどこの農家にさせたかを示したものである。これによると大・中・小いずれの農家も同一集落内の農家に収穫させている。しかも80%以上が同じRT内の農家であり，中農の3軒は全てが同一RTの農家に収穫させている。このことはチェプロカンという収穫慣行が，上述の隣人のグループのうちの何軒かに相互に収穫をさせる慣行であることを予想させる。

さらに第22表は，村役人が給付されている職田を耕作させている小作人の居住地を示しているものである。いずれの役人も，大部分が自らが住んでいる集落の農家に小作をさせている。聞き取りによると，この小作している農家は，いずれも各役人の相互扶助を行なう隣人であり，他集落のものは親戚であるとのことである。職田に限らず他の小作もこうした関係の農家にさせることが一般的であると村人は教えてくれた。

以上検討してきたことから、隣人と親戚のグループというインティメイトな関係が、調査村の農家の基本的な社会関係を構成しているのではないと思われるのである。この隣人と親戚のグループを仮に「隣人グループ」と呼ぶなら、それは、集落内の一軒の家を中心とする軒と軒を接する20軒程度の地縁的な関係の農家に、世帯主と配偶者の双方の従兄弟までぐらいの範囲の親戚が加わって構成されている。そして家の建築や冠婚葬祭の際の相互扶助だけでなく、収穫労働や小作関係のような生産的な活動においても相互に依存しあっている関係を持っている。

集落は、こうした「隣人グループ」の集積体ではないであろうか。しかし、極端に言えばそれぞれの農家の「隣人グループ」は農家一戸毎に違った構成になっており、居住者全体が集落として一体の関係を取り結ぶ契機になっていない。このことが調査村の集落が、日本の集落のように意志決定機関を持ちその決定を構成員に強制できるような、タイトな関係を持たない理由の一つではないであろうか。

調査村における農家の基本的な社会関係が以上のように整理できるとするならば、このこととの関係で各団体の組織が、なぜ上述のような形態をとっているのかという問題を考えるさいの手がかりが与えられる。即ち、集落に住民全体の意志を結集する機構がなく、従って強制力も働かないとすれば、集落が下部組織の単位にならないことは、理解されよう。しかもインティメイトな「隣人グループ」は各世帯一軒毎にその構成員が違っており、「隣人グループ」を利用して住民全体を上から行政組織や団体に統合することもできない。従って行政村のように、RTのような「隣人グループ」に似せた疑似的な小グループを作って、統合するか、婦人会に見られるように、「隣人グループ」が持っている相互扶助の精神を国家イデオロギーに吸収して、その教育を通して団体の活動に動員するかの方法がとられなければならない。ここに調査村の官製団体が特有の組織形態をとる理由の一つがあるように思えるのである。

注(1) Hayami, Y. and Kikuchi, M. [3, p. 161] によると、チェブロカンの収穫慣行は、マジャレンカ県やチレボン県南部では旧くから行なわれており、それが周辺に広がったようである。

〔引用文献〕

- 〔1〕 Arief, Burhan. "Social and Administrative System of the Two Villages in West Java," In A. Fujimoto and T. Matsuda eds. *An Economic Study of Rice Farming in West Java*. Tokyo: Nodai Research Institute, Tokyo University of Agriculture, 1986.
- 〔2〕 国際農林業協力協会「農業発展と普及制度——国際協力のためのアジア諸国の現

状と分析——」(国際農林業協力協会, 1981年)。

- [3] Hayami, Yujiro and Kikuchi, Masao. *Asian Village Economy at the Crossroads*. Tokyo: University of Tokyo Press, 1981.
- [4] 川越俊彦・諸岡慶昇・速水佑次郎「ジャワの農民と商人——農産物流通の競争条件——」(速水佑次郎編『農業発展における市場メカニズムの再検討』, アジア経済研究所, 1988年)。
- [5] Kawagoe, Toshihiko., Fujita, Koichi., Yokoyama, Shigeki., Wayan Sudana and Amar K. Zakaia, *Role of Secondary Crops in Employment Generation: A Study in a Rainfed Lowland Village in Indonesia*. Bogor: ESCAP CGPRT Centre, 1989.
- [6] PKK Kantor Pembantu Gubernur Wilayah III Cirebon. *Pedoman Pelaksanaan Pembinaan Kesejahteraan Keluarga di Daerah Propinsi Daerah Tingkat I Jawa Barat*. Cirebon; Kantor Pembantu Gubernur Wilayah III Cirebon, 1984.
- [7] 斎藤仁「農業問題の展開と自治村落」(日本経済評論社, 1989年)。
- [8] 白石正彦「インドネシアにおける農協組織とその機能」(東京農業大学『農村研究』, 54号, 1982年)。
- [9] Sinaga, R., Mintoro, A., Saefudin, Y. and White, B. "Rural Institutions Serving Farmers and Labourers in Sukagalih Village, Garut Regency, West Java, Indonesia" (水野正巳訳「小農のための農村諸組織——インドネシアの事例——」, 農政調査委員会『のびゆく農業』533号, 1978年)。
- [10] 米倉等「高収量品種の普及と農民の組織化——西スマトラの事例——」(滝川勉編『東南アジアの農業技術変革と農村社会』, アジア経済研究所, 1987年)。
- [11] 米倉等「インドネシアにおける肥料産業組織と補助金問題」(梅原弘光編『東南アジア農業の商業化』, アジア経済研究所, 1988年)。

附表 1 農家調査の概要 1 (集落 A-R T 2)

農家 番号	年齢	就 学 期 間	職業 ³⁾⁴⁾	兼業種類	耕 作 地 ⁵⁾			所 有 地		貸 付 地		借 入 地	
					合 計	田	畑	田	畑	田	畑	田	畑
63	55	3	P	警備員 ¹⁾	195	125	70	125	70	0	0	0	0
64	43	6	P	商(果物)	125	125	0	125	0	0	0	0	0
65	50	4	f	村警備員 ²⁾	265	125	140	0	140	0	0	125	0
66	31	9	P	商(焼鳥)	70	0	70	0	70	0	0	0	0
67	25	6	n	土工(建築)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
68	50	0	f		280	140	140	140	140	0	0	0	0
69	33	2	P	大工・商人	210	140	70	140	70	0	0	0	0
70	40	6	P	商(野菜)	350	250	100	250	100	0	0	0	0
71	51	6	P	土工(建築)	240	100	140	100	140	0	0	0	0
72	47	6	f		320	180	140	180	140	0	0	0	0
73	55	3	f		70	0	70	0	70	0	0	0	0
74	35	2	n	商(衣類)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75	55	0	f		70	0	70	0	70	0	0	0	0
76	49	1	n	大工・左官	0	0	0	0	70	0	70	0	0
77	45	0	P	商(薪)	700	700	0	0	0	0	0	700	0
78	35	3	f		140	0	140	0	140	0	0	0	0
79	56	0	P	商(焼鳥)	500	0	500	500	500	500	0	0	0
80	75	0	f		375	125	250	125	250	0	0	0	0
81	39	6	f		195	125	70	0	70	0	0	125	0
82	29	6	f	土工	375	250	125	0	125	0	0	250	0
83	33	5	P	工場労働者	60	60	0	0	0	0	0	60	0
84	40	5	P	木工	550	375	175	0	175	0	0	375	0
85	45	6	f		390	250	140	0	140	0	0	250	0
86	56	6	P	商(山羊)	1,525	1,525	0	1,525	0	0	0	0	0
87	45	0	f		335	125	210	125	210	0	0	0	0
88	49	5	P	商(野菜)	355	250	105	250	105	0	0	0	0
89	65	3	P	商(竹製品)	195	125	70	0	70	0	0	125	0
90	56	3	f		195	125	70	0	70	0	0	125	0
91	38	6	f		70	0	70	0	70	0	0	0	0
92	60	3	f		195	125	70	125	70	0	0	0	0
93	55	0	f		195	125	70	0	70	0	0	125	0
94	49	6	f		70	0	70	0	70	0	0	0	0

注.1) 国の機関の警備員. 2) 本文ではガードマンという言葉を使用した. 3) 職業欄の記号は, f:専業農家, P:兼業農家, n:非農家である. 4) 専業別は所帯主の職業による. また臨時的な兼業を行なっているものは, 専業に含めた.
 5) 面積の単位は, bata (700bata=1ha) である.

付表 2 農家調査の概要 2 (集落 B-R T 3)

農家 番号	年齢	就 期	学 期	職業 ²⁾³⁾	兼業種類	耕 作 地 ⁴⁾			所 有 地		貸 付 地		借 入 地	
						合 計	田	畑	田	畑	田	畑	田	畑
1	69	3		f		140	0	140	0	140	0	0	0	0
3	30	2		f		140	0	140	0	0	0	0	0	140
4	27	6		f		70	0	70	0	70	0	0	0	0
5	45	6		f	村警備員 ¹⁾	405	125	280	125	280	0	0	0	0
7	34	6		n	商人(野菜)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	35	3		f		140	0	140	0	70	0	0	0	70
9	43	6		p	商(塩魚)	265	125	140	125	140	0	0	0	0
13	22	3		f		70	0	70	0	70	0	0	0	0
14	38	5		f		240	0	240	0	240	0	0	0	0
16	40	3		f		140	0	140	0	140	0	0	0	0
18	26	6		p	左官	70	0	70	0	70	0	0	0	0
20	58	0		f		205	65	140	65	140	0	0	0	0
21	45	0		f	土工	125	125	0	125	0	0	0	0	0
22	23	4		p	左官	255	185	70	185	70	0	0	0	0
25	36	2		f	土工	195	125	70	0	70	0	0	125	0
26	45	0		f	土工	320	250	70	0	70	0	0	250	0
27	65	5		f		250	125	125	815	125	690	0	0	0
29	85	0		n	隠退	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	45	0		f		335	125	210	0	0	0	0	125	210
38	22	0		n	商人	0	0	0	0	0	0	0	0	0
39	35	6		f		375	250	125	0	125	0	0	250	0
40	60	0		f		70	0	70	0	70	0	0	0	0
41	46	6		f		210	0	210	0	210	0	0	0	0
43	31	5		p	商(野菜)	375	375	0	0	0	0	0	375	0
44	30	4		f		425	250	175	250	175	0	0	0	0
45	50	0		f		570	500	70	250	70	0	0	250	0
50	27	6		f		70	0	70	0	70	0	0	0	0
52	50	2		n	村役人	0	0	0	225	70	225	70	0	0
53	35	0		n	商人	0	0	0	0	0	0	0	0	0
54	55	3		n	大工・左官	0	0	0	65	140	65	140	0	0
56	45	7		p	商(野菜)	195	125	70	125	70	0	0	0	0

注. 1) 本文ではガードマンという言葉を使用した。

2) 職業欄の記号は、f : 専業農家、p : 兼業農家、n : 非農家である。

3) 専業別は所帯主の職業による。また臨時的な兼業を行なっているものは、専業に含めた。

4) 面積の単位は、bata (700bata = 1 ha) である。

付表 3 農家調査の概要 3 (集落 B-R T 4)

農家 番号	年齢	就学 期間	職業 ³⁾⁴⁾	兼業種類	耕作地 ⁵⁾			所有地		貸付地		借入地	
					合計	田	畑	田	畑	田	畑	田	畑
2	35	3	f		70	0	70	0	70	0	0	0	0
6	30	6	p	商(野菜)	585	195	390	70	140	0	0	125	250
10	55	0	f		195	0	195	0	195	0	0	0	0
11	64	3	f		320	250	70	250	70	0	0	0	0
12	70	3	f		875	500	375	500	375	0	0	0	0
15	21	9	p	仕立屋 ¹⁾	63	63	0	63	0	0	0	0	0
17	42	4	f		257	187	70	0	70	0	0	187	0
19	65	0	n	商(竹製品)	0	0	0	500	70	500	70	0	0
23	30	3	f		140	0	140	0	70	0	0	0	70
24	32	2	f	村警備員 ²⁾	320	250	70	125	70	0	0	125	0
28	29	6	p	商人	195	125	70	0	70	0	0	125	0
31	25	0	f		140	0	140	0	0	0	0	0	140
32	32	5	f		140	0	140	0	140	0	0	0	0
33	23	6	n	商(野菜)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34	55	0	f		210	0	210	0	70	0	0	0	140
35	45	4	f		195	125	70	125	70	0	0	0	0
36	50	1	f		195	125	70	0	70	0	0	125	0
37	25	0	p	土工	65	0	65	0	0	0	0	0	65
42	38	3	f		515	375	140	0	140	0	0	375	0
46	28	3	f	土工	223	125	98	0	98	0	0	125	0
47	40	6	f	土工	265	125	140	125	140	0	0	0	0
48	44	6	n	運転手	0	0	0	0	0	0	0	0	0
49	34	3	f	土工	125	0	125	0	125	0	0	0	0
51	37	6	p	商(食品)	70	0	70	0	70	0	0	0	0
55	40	6	p	商(衣類)	210	0	210	0	210	0	0	0	0
57	45	3	f	土工	140	0	140	0	140	0	0	0	0
58	45	0	f		70	0	70	0	210	0	140	0	0
59	35	2	f		70	0	70	0	70	0	0	0	0
60	27	6	n	工場労働者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
61	46	0	f		70	0	70	0	70	0	0	0	0
62	24	6	n	商人	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注.1) 仕立屋の他に、運転手をしている。 2) 本文ではガードマンという言葉を使用した。

3) 職業欄の記号は、f：専業農家、p：兼業農家、n：非農家である。

4) 専業別は所帯主の職業による。また臨時的な兼業を行なっているものは、専業に含めた。

5) 面積の単位は、bata (700bata=1ha) である。

〔要 旨〕

インドネシアの農村組織と農村社会構造
——西部ジャワ州の天水田の農村調査から——

大 鎌 邦 雄

本稿は、1989年5～7月にインドネシアの西部ジャワ州の天水田の農村で実施した、「農村における組織と集団活動」に関する調査の報告の一部である。本稿の焦点は、主として農家を構成員とする団体の組織、事業及び活動の実態の把握と、これら農村組織の活動を通して見た農村の社会構造を試論として提示することにある。

調査村には、大きく分けると行政村を含む官製団体と民間団体の二種類の組織が確認された。行政村による住民の組織化は、基本的には20～37世帯の町内会RTによって行なわれ、集落は行政上の単位になっていない。また村の意志決定は、村長によって指名された者によって構成される評議会でな行なわれている。村の公共事業には、住民の相互扶助慣行を利用して、住民を動員している。このように行政村は官製の色彩を強く帯びている。農業技術普及組織は、水田の団地毎に形成され、機能的な組織である。しかし農家の技術水準がかなりの水準に達しているためか、農家の参加率は高いとはいえない。婦人会は、行政村の役人やその他公務員・教師等の夫人によって役員会が構成され、財政的にも事業内容も国に依存し、非常に官製的な性格が強く、むしろ行政上の事業の一部を分担しているともいえる。

これに対して民間団体は、米を掛ける講の場合その構成員は集落内の近隣の農家と親戚によって構成されており、貯蓄性を重視した運営を行なっている。旧い伝統をもつ農家の相互扶助活動のうち、私的な活動は、集落内の20戸程度の隣人のグループと親戚を構成員とする「隣人関係」を基盤として行なわれている。

この「隣人関係」は、民間団体の組織基盤にはなっても、その性格上官製団体の組織基盤になることはできないと思われることが明らかになった。